

平成30年度税制改正に関する要望

【主要項目説明資料】

平成29年9月20日

日 本 証 券 業 協 会
投 資 信 託 協 会
全 国 証 券 取 引 所 協 議 会

成長と分配の好循環に向けて

国民経済の成長と発展

証券市場の役割

長期的価値の向上

成長資金(リスクマネー)の供給促進

設備投資の拡大

企業
(生産、雇用、収益の拡大)

証券市場

間接金融

経済の拡大

給与の上昇
雇用の増加

株価の上昇
配当の増加
公社債の利子

勤労所得

事業所得

金融所得

利子

貯蓄

投資

消費や住宅投資の拡大

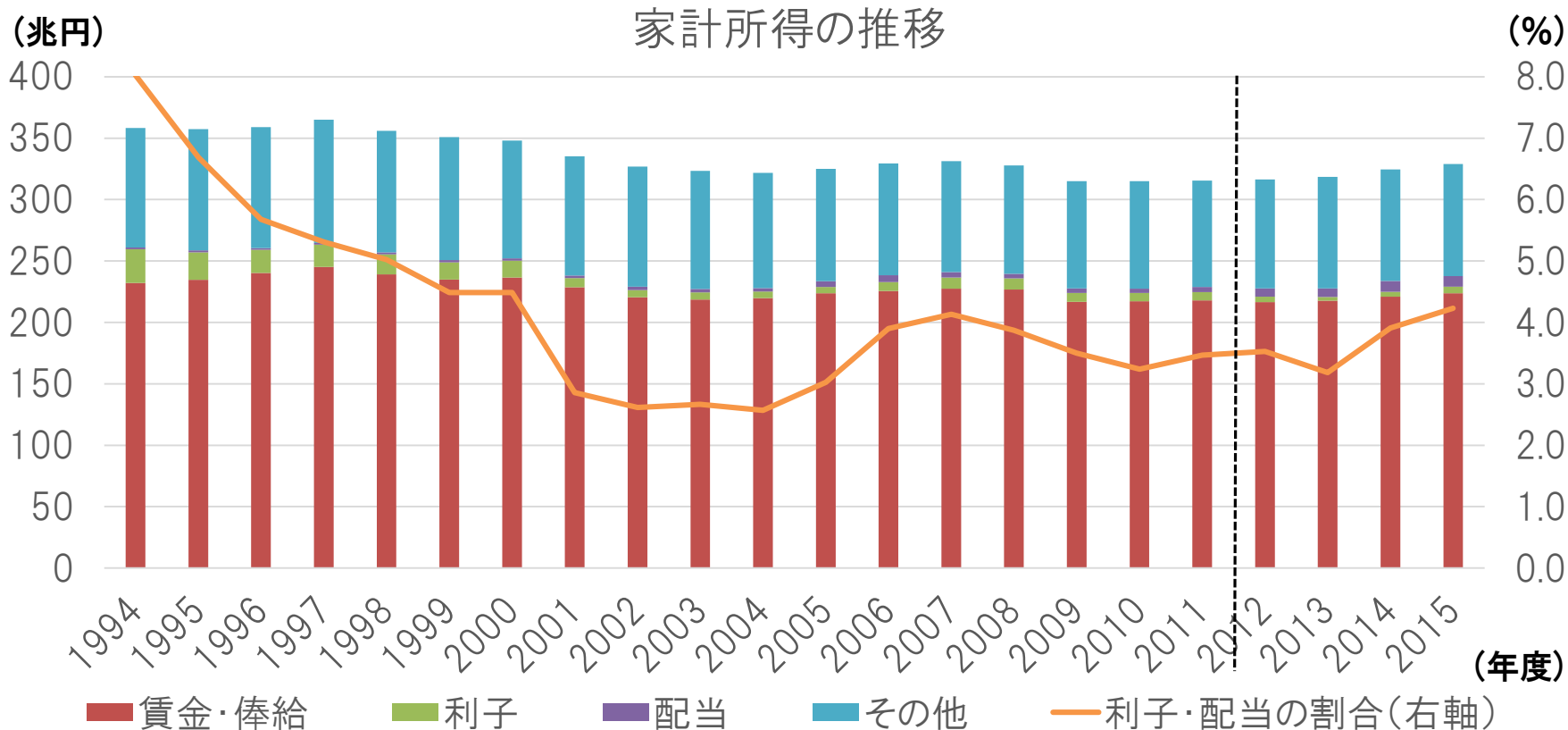
家計

所得の拡大

中長期的な資産形成

(参考)家計所得の推移

- 長引くデフレ経済下、家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。さらに金融所得(利子・配当)の割合が低下。なお、近年は回復傾向。



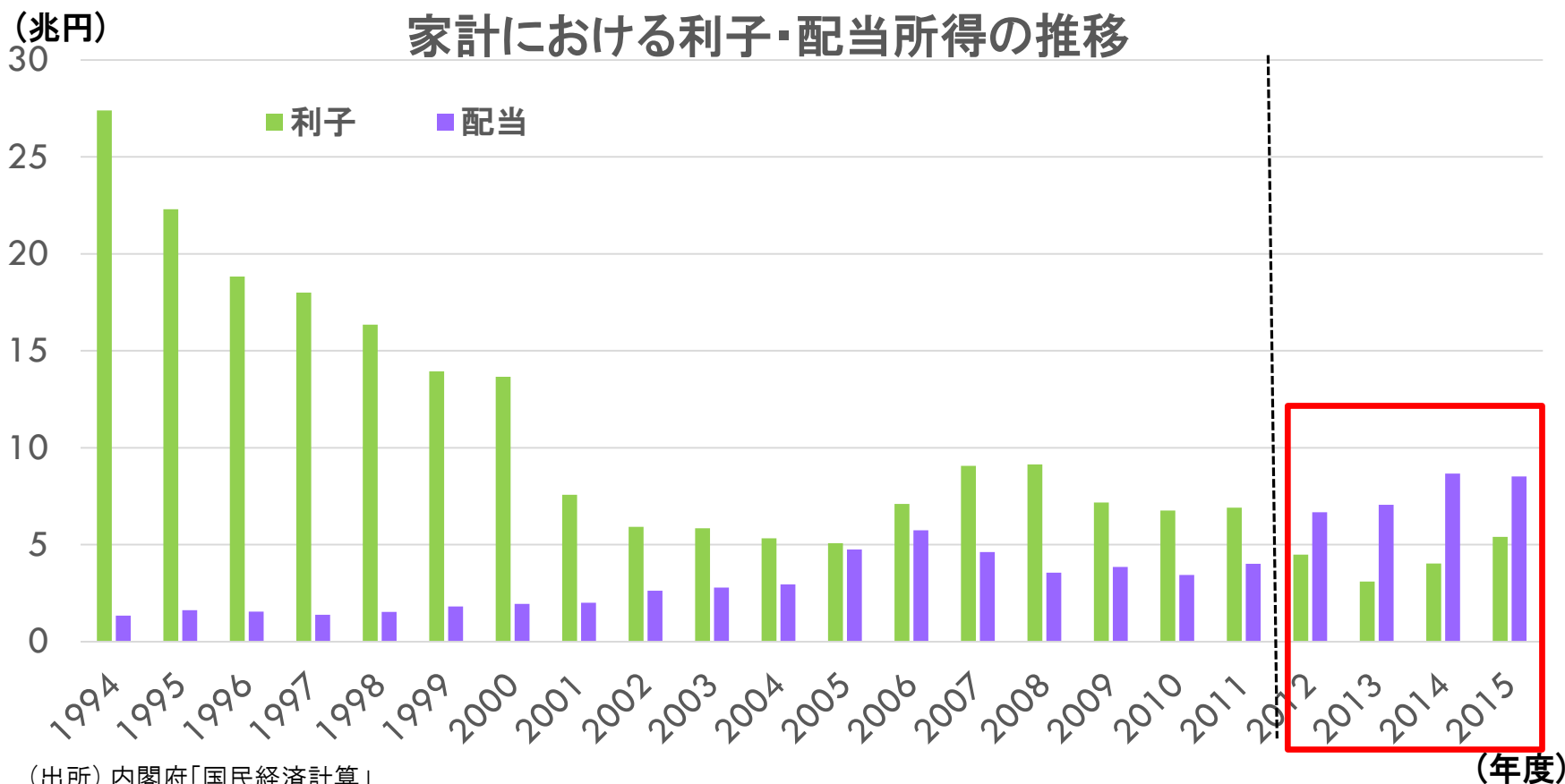
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(注)① 利子には預金だけでなく公社債利子を含む。

② 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年度(7~9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。

(参考)家計における金融(利子・配当)所得の推移

- 金利低下で利子が減少する一方、配当は増加傾向
- 2012年度以降、配当が利子を上回っている状況
- 2014年度以降、配当は8兆円を超過
- ⇒ 家計において配当の重要性が増加

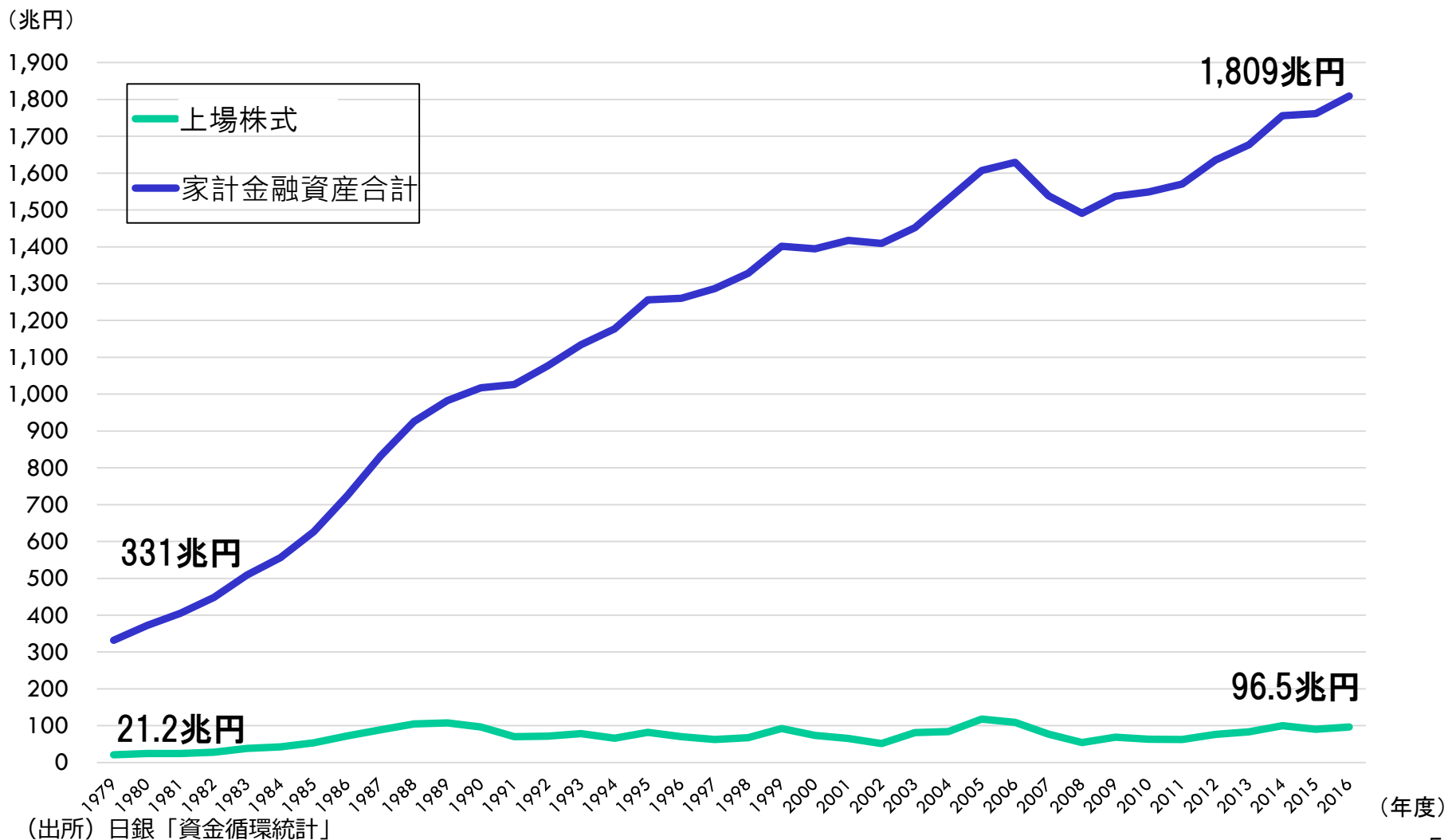


(出所) 内閣府「国民経済計算」

(注) 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年度(7~9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。

(参考)我が国における成長資金供給の状況 ～家計金融資産における株式保有推移～

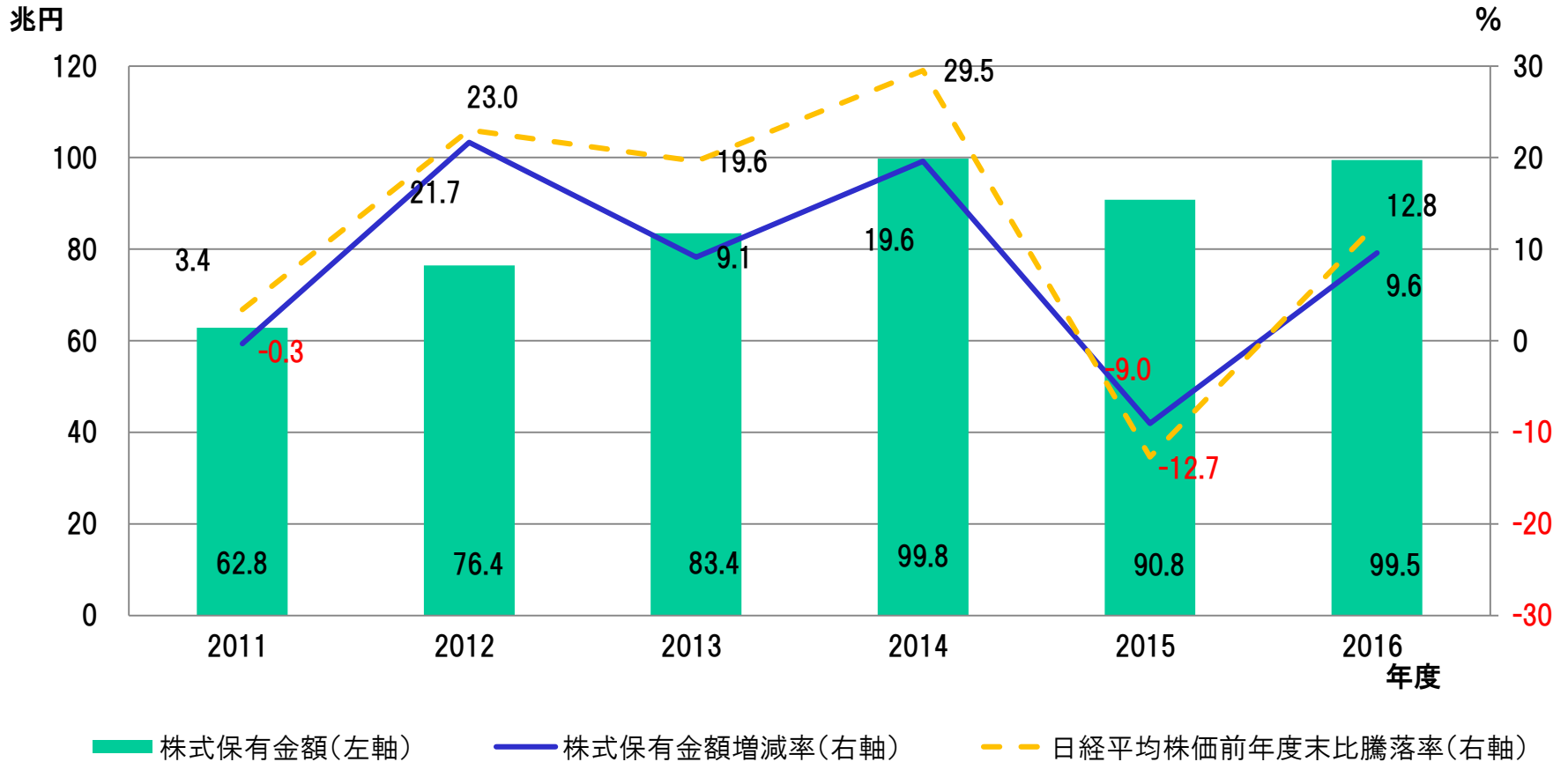
- 2016年度時点で家計金融資産の合計額は1,809兆円、うち上場株式の保有金額は96.5兆円(家計金融資産合計に占める比率5.3%)に留まる。
- 1979年度時点から家計金融資産の合計額は約1,500兆円増加しているが、上場株式保有額の増加は約75兆円に留まっている。



(参考)個人の株式保有金額 (東証「株式分布状況調査」)

○ 個人の株式保有金額は、増加傾向にあるが、市況の影響によるところが大きい。

個人による株式保有金額等の推移

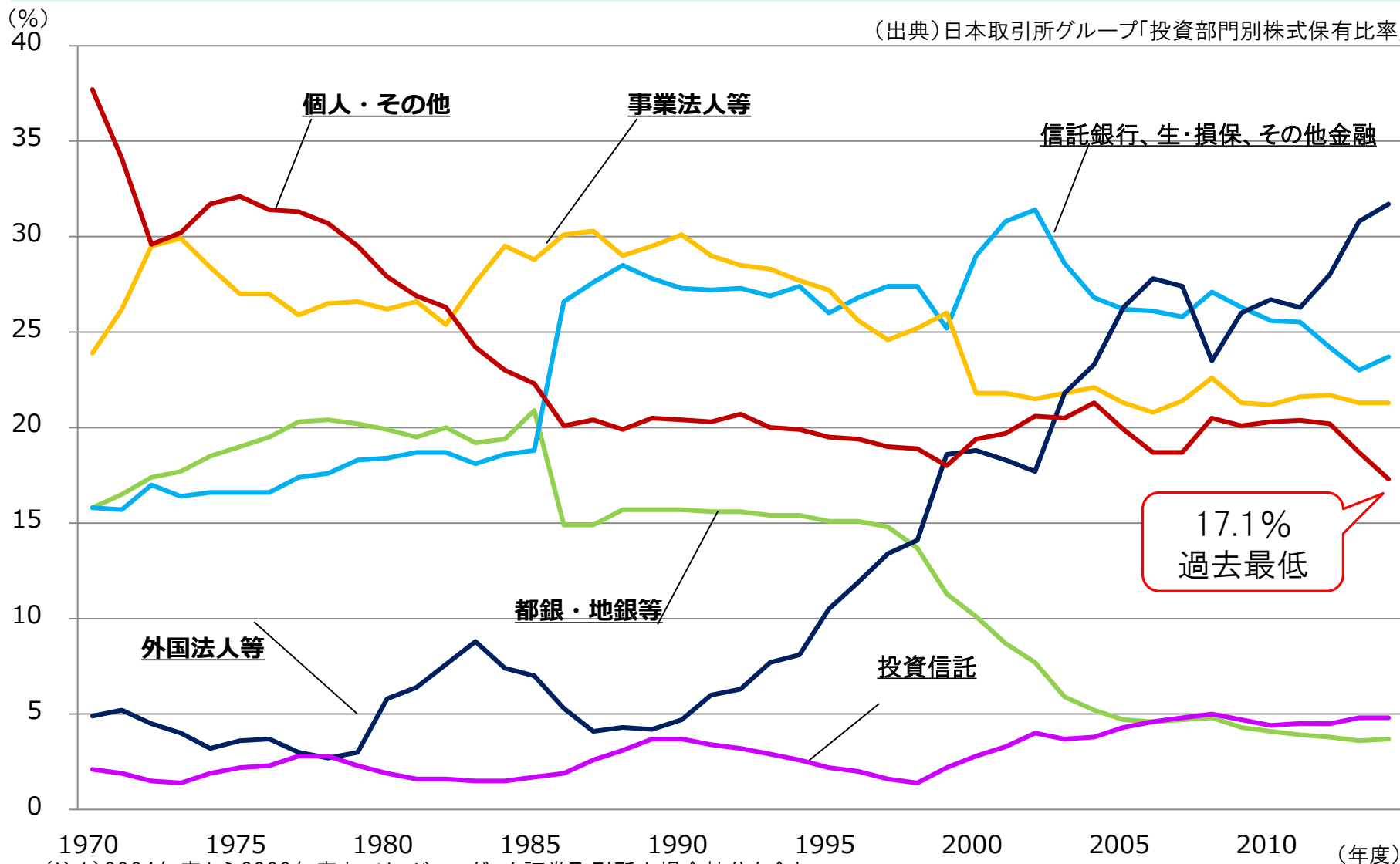


(出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」、日本経済新聞社

(参考)我が国における成長資金供給の状況 ～主要投資部門別株式保有比率の推移～

○ 個人による株式の保有比率合は、過去30年おおむね2割前後で推移。ただし、2016年度は、外国法人等や投資信託の保有比率の上昇により、過去最低の17.1%となっている。

(出典)日本取引所グループ「投資部門別株式保有比率」



(注1)2004年度から2009年度までは、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む

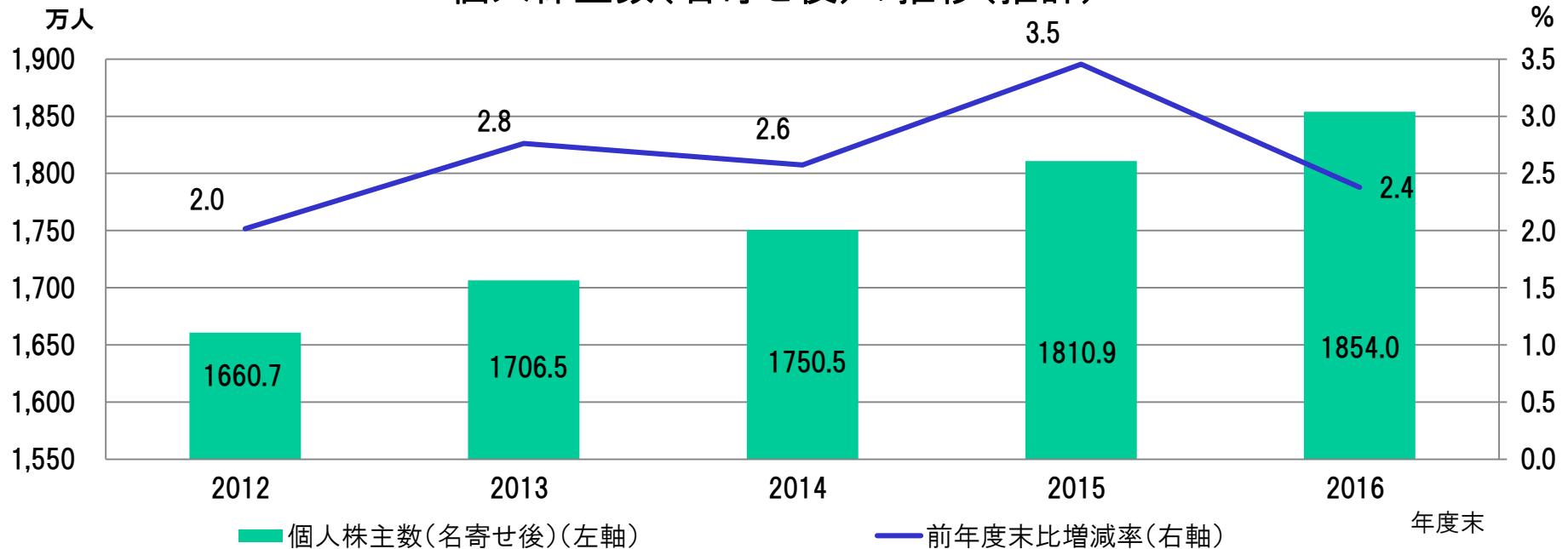
(注2)「投資信託」については「都銀・地銀等」と「信託銀行、生・損保、その他金融」に含まれる内訳数値を表示

(参考)個人株主数(名寄せ後)の推移(推計)

(ほふりデータ、東証「株式分布状況調査」から日証協推計)

○ NISAの導入等の関係者の努力もあって個人株主数(名寄せ後)は、このところ着実に拡大している。2016年度は、最大1,850万人程度となったと推計される。

個人株主数(名寄せ後)の推移(推計)

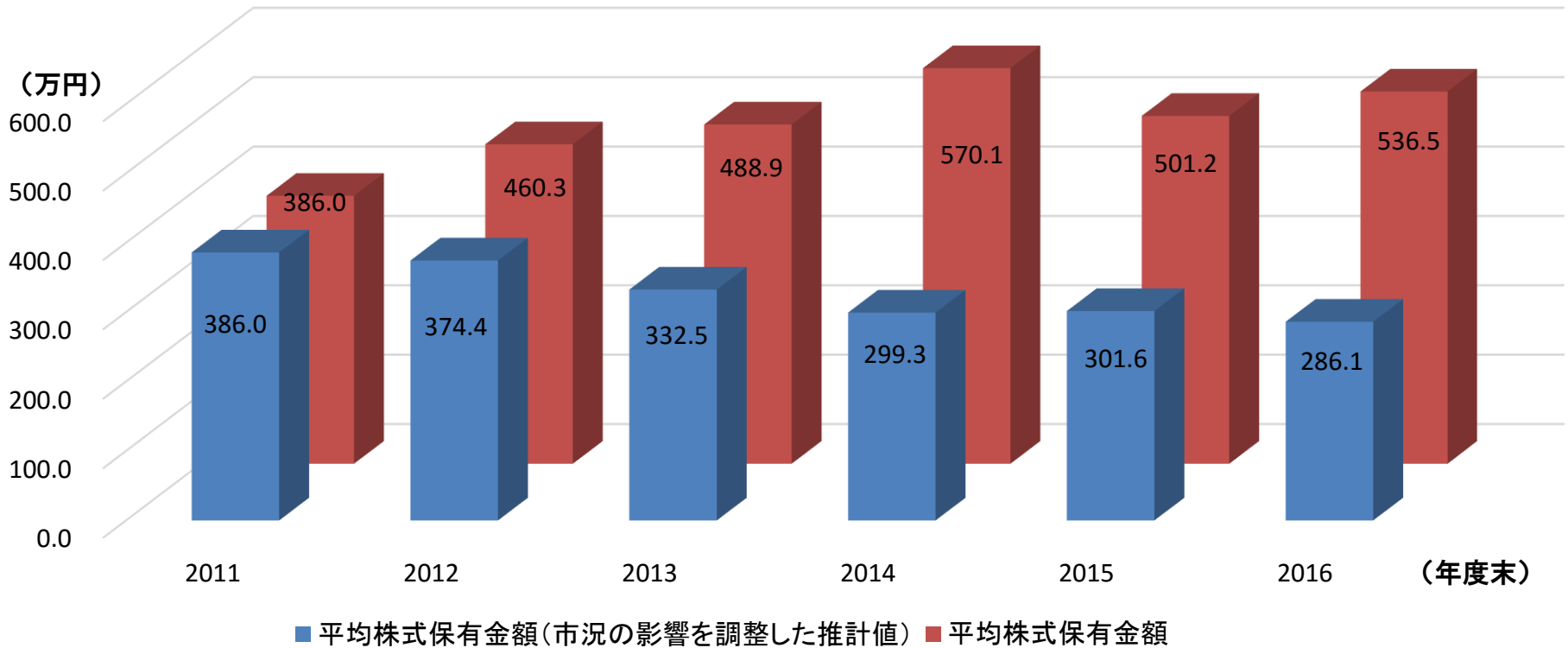


・証券保管振替機構「株式等振替制度 加入者情報登録状況」、東京証券取引所「2016年度株式分布状況調査」から推計。

- (注)1. 「個人株主数(名寄せ後)」とは、例えば、ある個人株主が1人で10銘柄保有している場合に、個人株主数1名とカウントするものである。
2. 証券保管振替機構(振替機関)が証券会社等(口座管理機関)ごとに通知を受けた加入者(振替株式等の振替を行うために口座管理機関から口座の開設を受けた者)の情報について名寄せを行った後の「株主等通知用データ」(法人株主を含む。)に、東京証券取引所「2016年度株式分布状況調査」における株主数(延べ人数)に占める個人の比率を乗じて推計。

(参考) 個人株主一人当たりの平均株式保有額の推移

○ 個人株主一人当たりの平均株式保有額は、投資家の裾野拡大を反映し、市況の影響を除けば小口化傾向にある。



(注) 1. 平均株式保有金額は、年度末の個人の株式保有金額を名寄せ後の個人株主数で除して推計。
2. 平均株式保有金額(市況の影響を調整した推計値)は、個人の株式保有金額を2011年度末の日経平均株価を基準とした各年度の日経平均株価の騰落率で除して算出し(例えば日経平均株価が2倍になった場合は、株価上昇による株式保有金額の増加を排除するため2で除する)、調整後の個人の株式保有金額を名寄せ後の個人株主数で除して推計。

(出所)証券保管振替機構、東京証券取引所、日本経済新聞社データより日証協推計。

平成30年度税制改正要望における主要望項目

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

●NISA(一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA)の拡充、簡素化、根拠法の制定及び恒久化	14頁
①口座開設や勘定変更及び非課税期間終了時の移管等に係る手続の簡素化等	16頁
②NISA法の制定	19頁
③口座開設期間及び非課税期間の恒久化(制度の恒久化)等	20頁
④NISA一本化の検討について	21頁
⑤ジュニアNISAの払出し制限の緩和等	22頁
⑥成人年齢引下げ対応	23頁
●確定拠出年金制度の拡充	24頁
①特別法人税の撤廃	24頁
②拠出限度額の引き上げ等	25頁

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

●上場株式等の相続税の見直し	26頁
①上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額の見直し	27頁
②親子二世帯等での上場株式及び公募株式投資信託への投資についての相続税等の税制措置	28頁
③著しく価格が下落した場合の相続税評価額の救済措置	28頁
●特定口座間贈与の制限撤廃	29頁

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

●金融所得課税一体化の意義とこれまでの歩み	30頁
●損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡大	32頁
●種類株の活用の支援	33頁
●上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長	33頁
●金融所得に対する課税のあり方の検討について	34頁
●投資信託・投資法人制度等の拡充	38頁
①投資信託等の外国税額控除制度の見直し	38頁
②投資法人が海外不動産へ投資した場合の現地源泉税の取扱い	39頁
③ライツ・オフリングにより海外投資家に割り当てられた新投資口予約権の行使	40頁
④不動産取得税の税率に係る軽減措置の延長	41頁

Ⅳ マイナンバー利用者の負担軽減・告知の促進のための税制措置

●マイナンバー利用者の負担軽減・告知の促進	42頁
-----------------------	-----

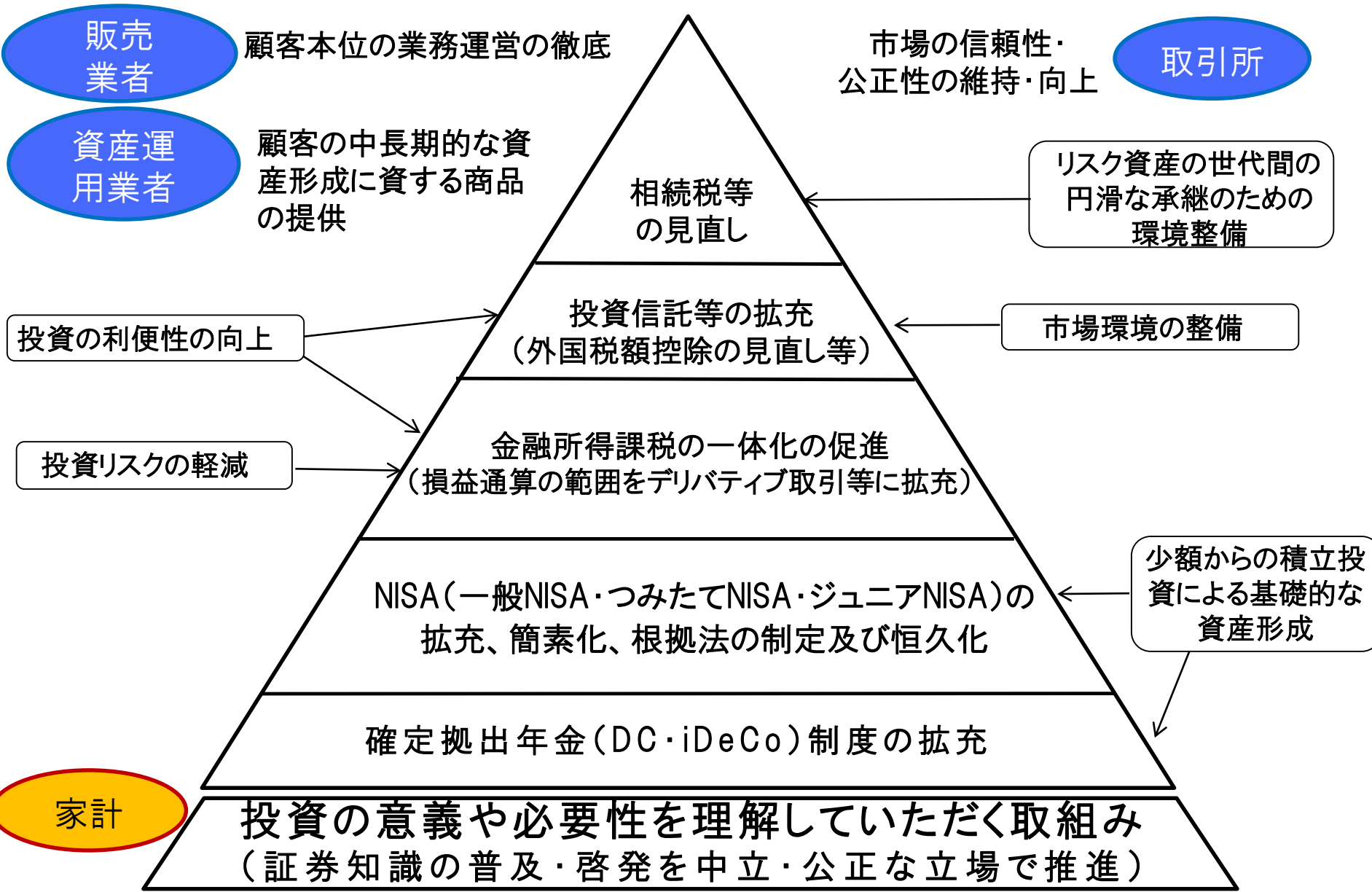
V 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

●「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備	46頁
●特定口座制度等の利便性向上	47頁
①リストラクテッド・ストックの特定口座への受入れ	48頁
②自社株等対価TOBIにより交付される上場株式の特定口座等への受入れ	49頁

VI その他の税制措置

●上場会社等が資本剰余金配当等を行う際の証券会社への通知義務	50頁
●上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式の指定	51頁

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進



販売業者

顧客本位の業務運営の徹底

市場の信頼性・公正性の維持・向上

取引所

資産運用業者

顧客の中長期的な資産形成に資する商品の提供

リスク資産の世代間の円滑な承継のための環境整備

投資の利便性の向上

相続税等の見直し

市場環境の整備

投資信託等の拡充
(外国税額控除の見直し等)

投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の促進
(損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡充)

少額からの積立投資による基礎的な資産形成

NISA (一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA)の
拡充、簡素化、根拠法の制定及び恒久化

確定拠出年金 (DC・iDeCo) 制度の拡充

家計

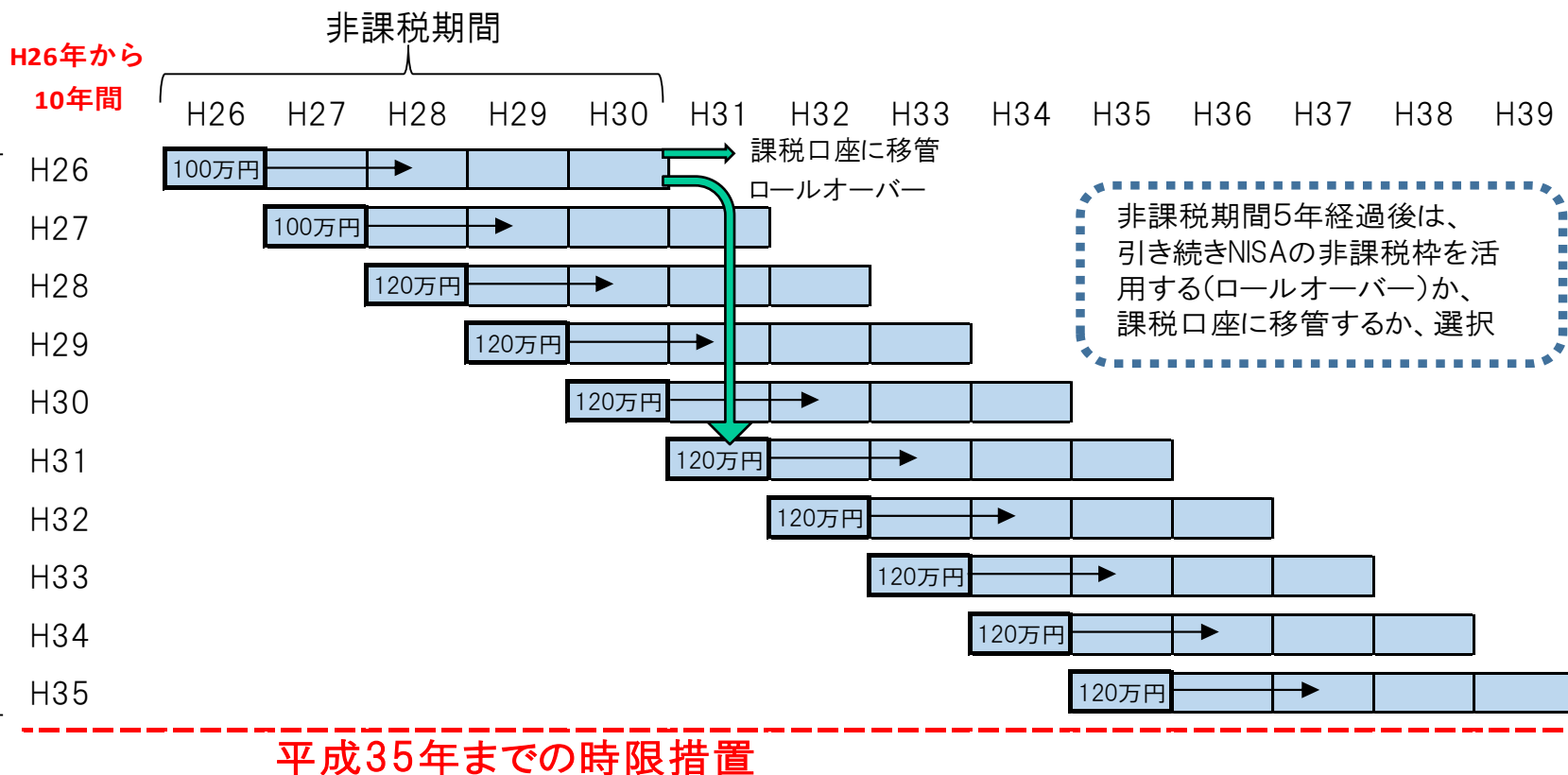
投資の意義や必要性を理解していただく取組み
(証券知識の普及・啓発を中立・公正な立場で推進)

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

●NISA(一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA)の拡充、簡素化、根拠法の制定及び恒久化

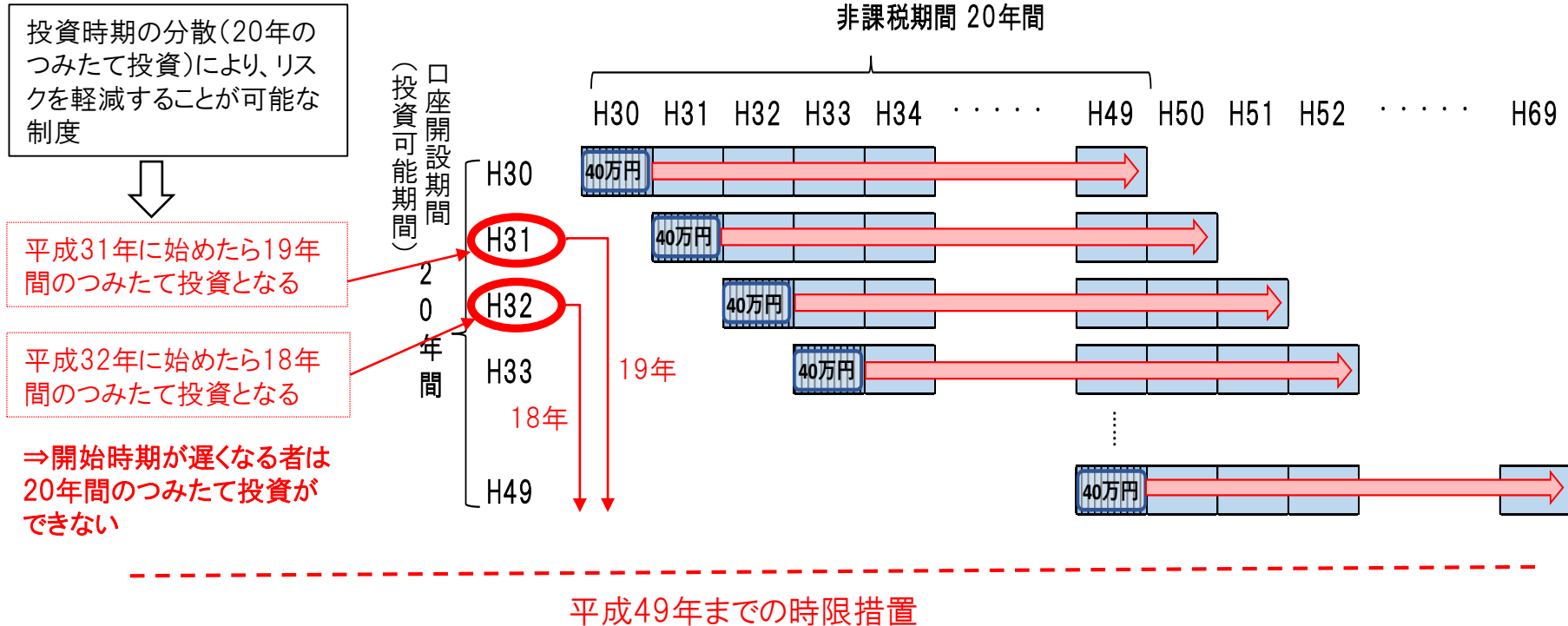
【一般NISAについて】

口座開設期間(投資可能期間)	平成26年から35年(10年間の時限措置)
非課税期間	投資してから5年間
年間非課税枠	120万円(H27以前は100万円)
対象商品	上場株式・ETF・REIT・ETN・公募株式投信(外国上場株式等を含む)



【つみたてNISAについて】

口座開設期間(投資可能期間)	平成30年から49年(20年間の時限措置)
非課税期間	投資してから20年間
年間非課税枠	40万円
対象商品	公募株式投信・ETFのうち長期・積立・分散投資に適した一定のもの (告示において、対象となるインデックスや手数料等について詳細に規定)
買付方法	積立投資(累積投資契約に基づく買付け)のみ



【要望】

①口座開設や勘定変更及び非課税期間終了時の移管等に係る手続の簡素化等

- 非課税期間終了時の払出し先について、一般口座ではなく特定口座を原則とすること

現行制度	要望
非課税期間5年の終了時には、一般口座への移管が原則。特定口座に移管を行う際には、証券会社等に移管依頼書(書面)の提出が必要	⇒ 特段の手続きなしに、特定口座への移管を原則とすること

- 口座開設手続の迅速化を図ること

現行制度	要望
税務当局による重複口座の確認のため1週間程度の期間を要する	⇒ 口座開設手続の迅速化を図ること

- ロールオーバーに係る移管依頼書の電磁的提出の範囲を拡大すること

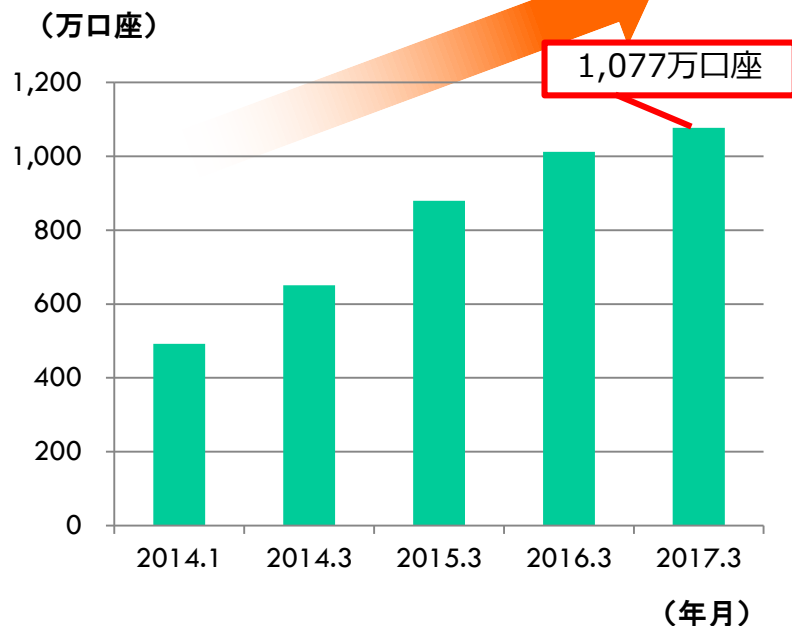
現行制度	要望
ロールオーバーを行う際には、証券会社等に移管依頼書(書面)の提出が必要 特定署名用電子証明書等(公的個人認証)の送信と併せて行われる場合のみ電磁的提出が可	⇒ 電磁的提出の範囲として、インターネットの利用を認めること

- 「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること

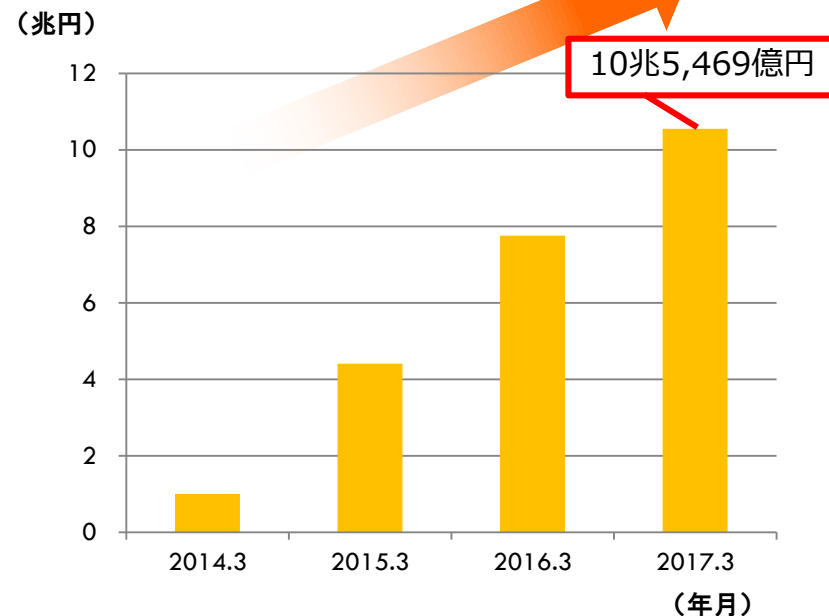
現行制度	要望
「非課税口座異動届出書」の提出により行われる一般NISA⇔つみたてNISAの勘定変更は、当年中には不可 実務上は、当年中の勘定変更は「金融商品取引業者等変更届出書」により行うことが想定されるが、前年中と当年中で提出すべき書類が異なると投資家にわかりづらく、金融機関における事務も複雑になる	⇒ 当年中も異動届出書による勘定の変更を認めること

(参考)一般NISAの利用状況

総口座数



総買付額



2017年3月末時点 金融機関種類別口座数

	口座数
証券会社	636万口座
銀行等 (銀行、信託銀行、郵便局、信金、信組、生保、農協、労金、投信)	441万口座
全体	1,077万口座

2017年3月末時点 金融機関種類別総買付額

	買付額
証券会社	6兆7,137億円
銀行等 (銀行、信託銀行、郵便局、信金、信組、生保、農協、労金、投信)	3兆8,332億円
全体	10兆5,469億円

(出所)金融庁及び日証協の公表データをもとに日証協作成

ジュニアNISAは、制度開始1年で、総口座数21万口座、総買付額405億円(2017年3月末)

(参考)つみたてNISAを含むNISA制度全体の普及・促進、制度改善に係る政府の方針

「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」

(平成29年6月9日閣議決定)

長期的かつ効率的な資産形成のため、積立NISAを含むNISA制度や個人型確定拠出年金(iDeCo)等の活用を促進する。

「未来投資戦略2017 —Society5.0の実現に向けた改革—」

(平成29年6月9日閣議決定)

ii)活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

①家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

我が国に蓄積された国民の富を安定的に増大させる資金の流れを実現するため、家計の金融資産をバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。このため、家計と金融機関に対して総合的に取組を進めていく。

家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、積立NISAを含め、NISA制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。

…[中略]…

ア)積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等

・家計の安定的な資産形成を促すため、積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進を図るほか、ジュニアNISAについて 手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、手続の改善を検討する。

・また、家計の投資に関する知識(投資リテラシー)が深まるよう、実践的な投資教育等を推進するとともに、投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方を検討する。さらに、これまで資産形成に関心のなかった層も対象に、確定拠出年金制度や職域でのNISA制度の利用を促進する。

【要望】

②NISA制度が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA法)を制定すること

		利用者	規模※	根拠法
確定 拠出 年金	企業型DC	625万人	9.5兆円	確定拠出年金法のもと恒久的な制度として導入 (目的) ・国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型DC (iDeCo)	55万人	1.2兆円	
財形 貯蓄	住宅財形	75万人	1.8兆円	勤労者財産形成促進法のもと恒久的な制度として導入 (目的) ・勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	179万人	3.1兆円	
N S A	NISA ・ジュニアNISA	1,098万人 (NISA)1,077万人 (ジュニア)21万人	10.58兆円 (NISA)10.54兆円 (ジュニア)0.04兆円	(現状、租税特別措置による制度) ⇒国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA法)の制定が必要

※規模について、DCは資産額(2016年3月末)、財形は残高(2017年3月末)、NISAは買付額(2017年3月末)

【要望】

③口座開設期間及び非課税期間を恒久化するとともに、スイッチングを認めること

	NISA(20歳以上)		ジュニアNISA (20歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	平成26年1月から	平成30年1月から	平成28年4月から
口座開設期間 (投資可能期間)	平成26年～平成35年 ⇒ 制度の恒久化	平成30年～平成49年 ⇒ 制度の恒久化	平成28年～平成35年 ⇒ 制度の恒久化
非課税期間	5年間 ⇒ 恒久化	20年間 ⇒ 恒久化	5年間 ⇒ 恒久化 (継続管理勘定は20歳まで)
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
対象商品	上場株式・ETF・REIT・ETN・公募株式投信 (外国上場株式等を含む)	公募株式投信・ETFのうち長期・積立・分散投資に適した一定のもの (告示において、対象となるインデックスや手数料等について詳細に規定)	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資(累積投資契約に基づく買付け)	積立投資(累積投資契約に基づく買付け)のみ	一般NISAと同じ
スイッチング (銘柄の入れ替え)	不可 ⇒ 可	不可 ⇒ 可	不可 ⇒ 可
特記事項	なし	対象商品は届出制	18歳までの払出し制限あり (要件外の払出し課税)

「一般NISA」は成年を対象とした制度、「つみたてNISA」は積立投資に特化した制度、「ジュニアNISA」は未成年者を対象とした制度

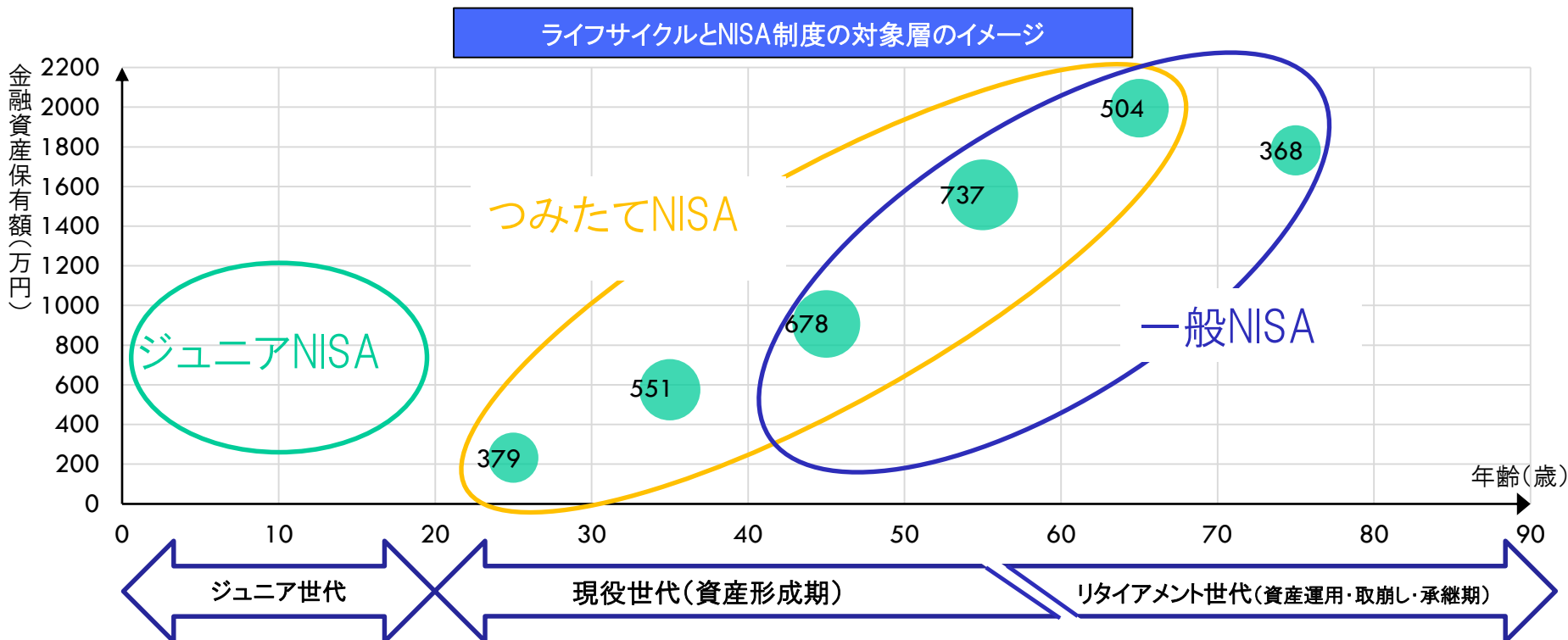
【要望】

④NISAに係る制度の一本化を検討する場合には、個々の投資者のライフプランや目的に応じた投資手法の選択肢を狭めることがないよう、現行のNISA制度の更なる活用を前提とすること

【平成29年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。

一般NISAは、つみたてNISA利用者とは異なる層(例えば、退職金を手にしたリタイアメント世代の分散投資)に有用



(注)1. 金融資産保有額は、預貯金、信託、保険(掛け捨て商品を除く)、株式、投資信託、公社債、その他(社内預金等)の合計で1世帯当たりの金額。

2. 1世帯当たりの金額の算出には、金融資産を保有していない世帯(6.2%)を母数に含む。

3. 単身世帯を含む。

4. 世帯主の年齢を基に集計。

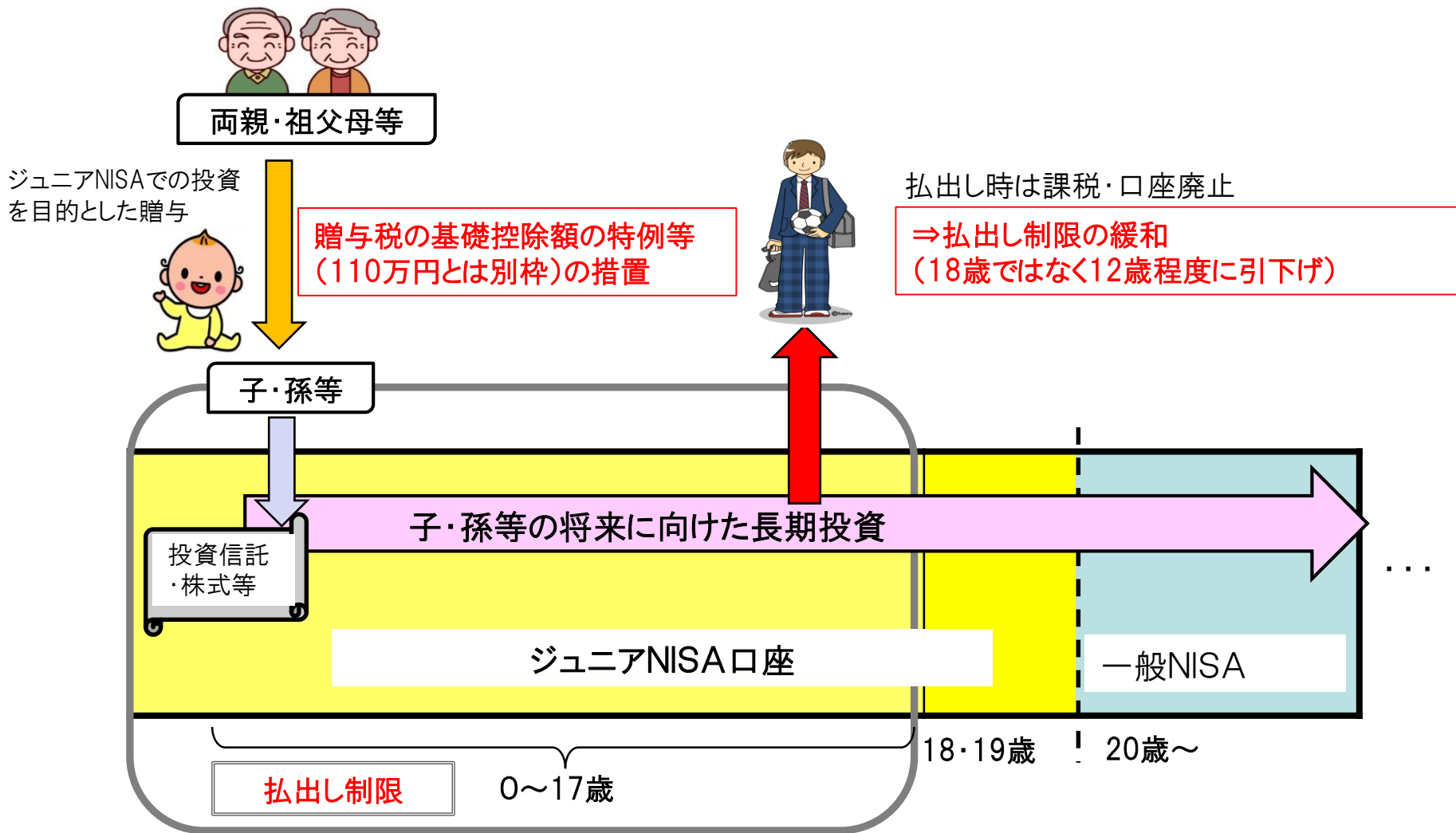
5. 円の大きさ及び数値は、各年代の平均年収を示す。

(出所)総務省「全国消費実態調査」(2014年)

n=53,037

【要望】

⑤ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること



【要望】

⑥成人年齢引下げに伴い一般NISA・つみたてNISAの対象年齢を18歳以上とすること

【平成29年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

現在、政府において、民法における成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、他法令における行為能力や管理能力に着目した年齢要件を引き下げる方向で法改正に向けた作業を進めているところである。税制上の年齢要件については、対象者の行為能力や管理能力に着目して設けられているものであることから、民法に合わせて要件を18歳に引き下げることが基本として、法律案の内容を踏まえ実務的な観点等から検討を行い、結論を得る。

		現行	要望
NISA	一般NISA	20歳以上	18歳以上
	つみたてNISA	20歳以上	18歳以上
ジュニアNISA		20歳未満	18歳未満

●確定拠出年金制度の拡充

【要望】

①確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税	積立金に対して、1.173%(毎年) ～平成32年3月末まで課税凍結
-------	---------------------------------------



【趣旨】
特別法人税を撤廃

＜参考＞確定拠出年金制度の各国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課税	課税	課税 (収益部分)	課税

【要望】

② 拠出限度額の引き上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じること

○ 企業型DCの拠出限度額

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

○ iDeCoの拠出限度額

被保険者		年間拠出限度額
第1号（自営業者）		816,000円
第2号 （会社員等）	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 （他に企業年金なし）	240,000円
	企業型DC加入者 （他に企業年金あり）	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
第3号（専業主婦）		276,000円

○ 中途引出要件

企業型DCの資格喪失時に、資産規模が一定以下の場合や個人型年金の加入資格がない場合（※）以外は中途引き出しは不可
※ 手数料相当分を運用で賄うことが困難であること等の理由から設けられている例外規定

現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限（困窮時の引出しも不可）されており、制度加入の阻害要因となっているとの指摘がある

【趣旨】

特に、中小企業を中心とした制度の普及・促進に向け、困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入するなど、中途引出要件の緩和が必要

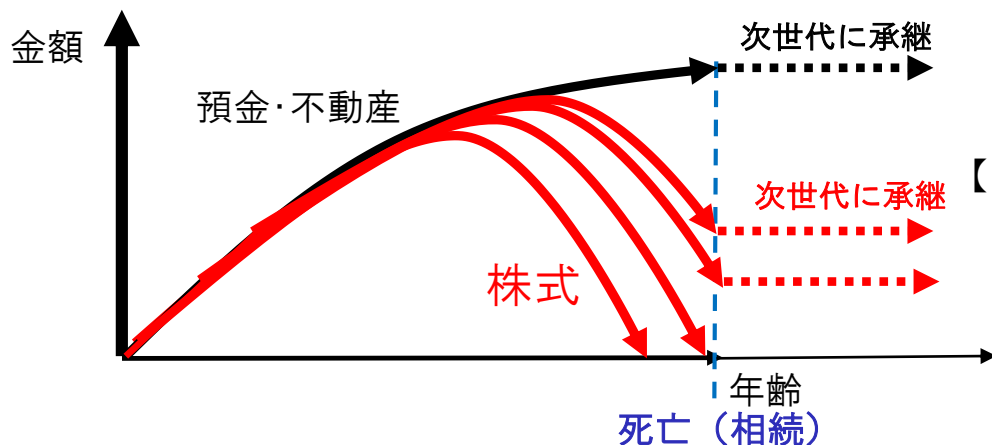
【趣旨】

拠出限度額を引き上げるとともに、iDeCoの拠出限度額を統一し、簡素化を図るべき。

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

● 上場株式等の相続税の見直し

＜現状の資産形成・承継のイメージ＞



【問題点①】現行の相続税（評価）制度は、流動性が高く、価格変動リスクが大きい上場株式等について、相続財産としての保有・承継をためらわせ、相続を契機とした株離れを引き起こしているのではないかと懸念されている。

【問題点②】このことが、家計による継続的な成長資金（リスクマネー）の供給に限界をもたらしているのではないかと懸念されている。

上場株式等について物納順位を第1順位とする改正が実現（平成29年度税制改正）

【平成29年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

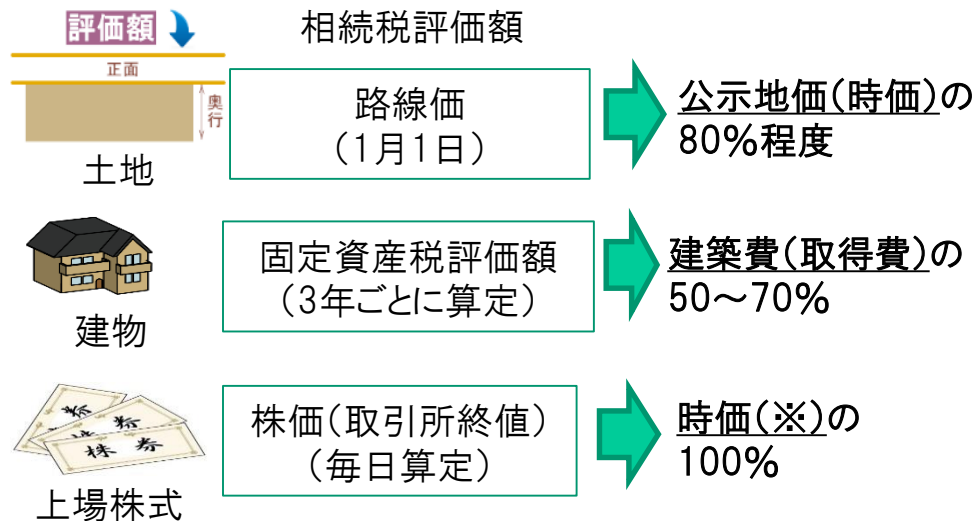
相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

順位	財産
第1順位	国債・地方債・不動産・船舶
第2順位	株式・社債・証券投資信託の受益証券等
第3順位	動産

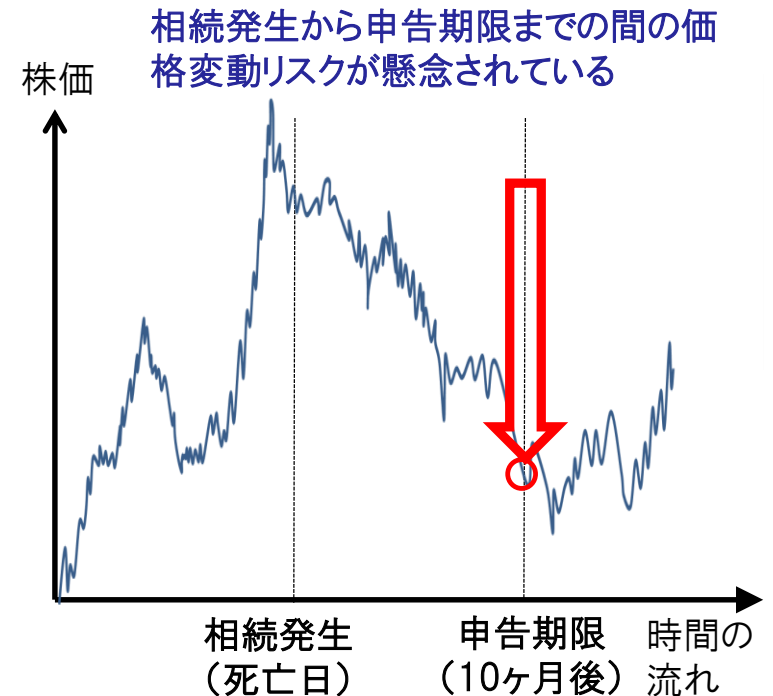
順位	財産
第1順位	国債・地方債・不動産・船舶 上場株式・上場社債・上場（公募）証券投資信託の受益証券等
第2順位	非上場株式・非上場社債 非上場（私募）証券投資信託の受益証券等
第3順位	動産

【要望】

①上場株式(ETF及びREIT等を含む)及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと



※死亡日の株価(または当月、
前月、前々月の平均株価)



【日本再興戦略2016 平成28年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、**相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えている**との指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

【要望】

②親子二世代等での上場株式(ETF及びREIT等を含む。)及び公募株式投資信託への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

(具体案)例えば、親・祖父母等が開設する相続等専用口座で保有する上場株式等については、相続時に相続税評価額を減じるとともに、贈与時には一定の金額を非課税とする

二世代等で継続保有

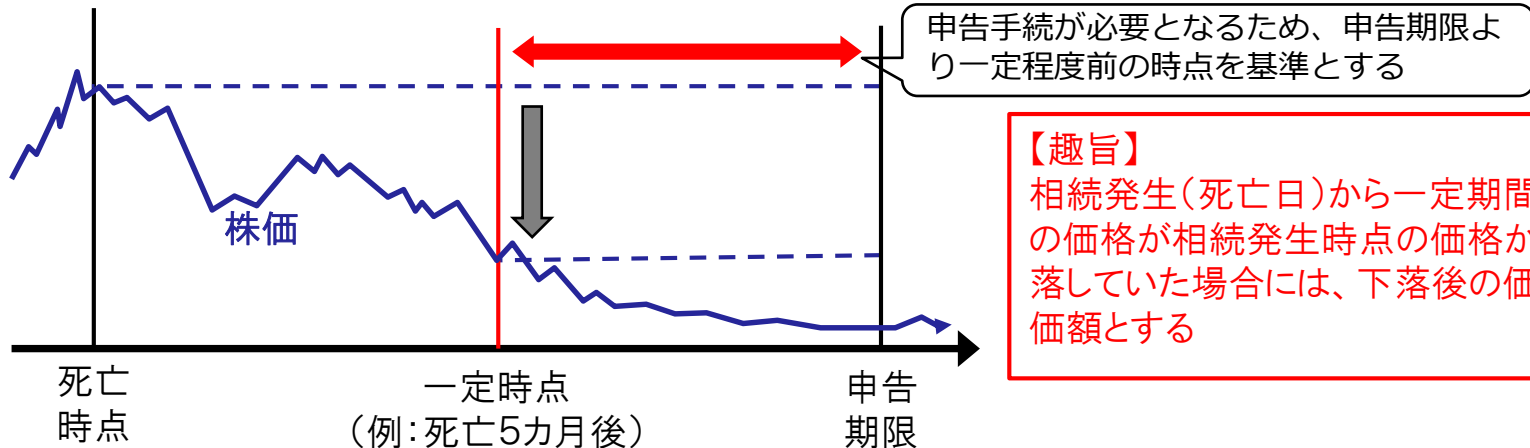


【趣旨】

- 相続時(相続税評価額を減じるなどの措置)
- 贈与税(非課税措置)

【要望】

③急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式(ETF及びREIT等を含む。)並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



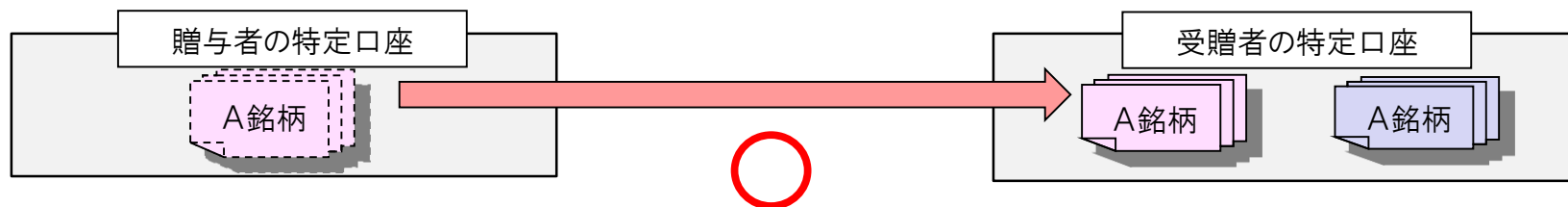
【趣旨】

相続発生(死亡日)から一定期間(例:5ヶ月)後の価格が相続発生時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

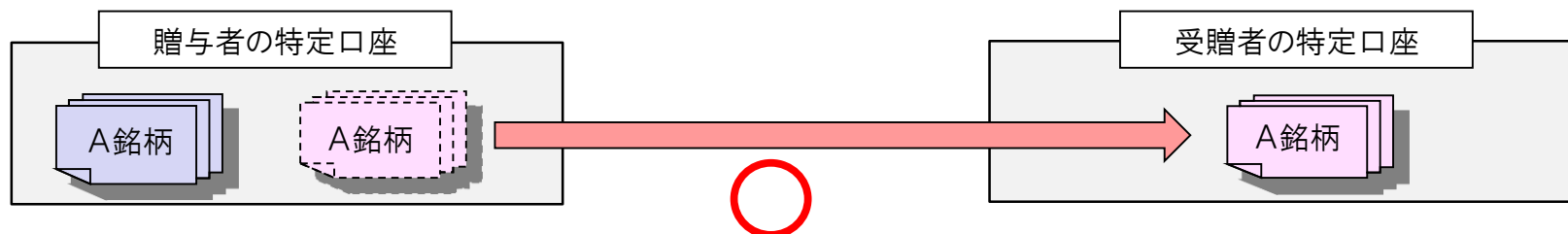
●特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

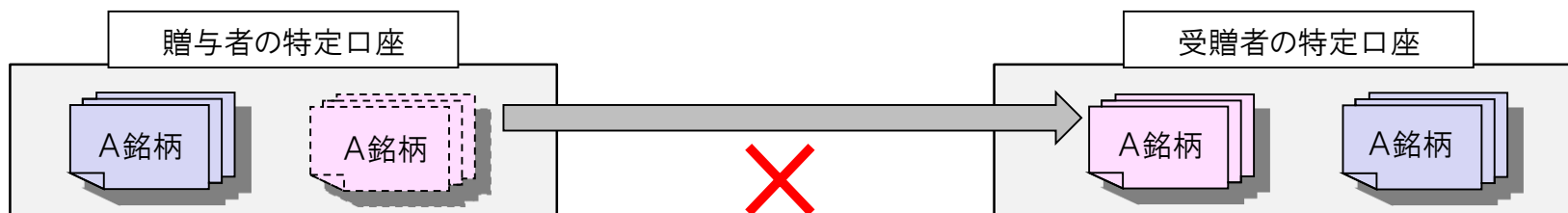
④特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

【趣旨】

上場株式等を通じた世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから、特定口座間贈与の制限を撤廃していただきたい

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

●金融所得課税一体化の意義とこれまでの歩み

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要
(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

・少子高齢化による貯蓄率の低下
・家計金融資産に占める株式や株式投信の割合が低い
⇒「貯蓄から投資へ」の政策的要請

家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・金融商品間の課税の中立性
- ・簡素で分かりやすい税制
- ・一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

- ①大口以外の上場株式の配当(当時:原則総合課税)
- ②公社債等の譲渡益(当時:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)

平成15年度税制改革での対応

将来の「課税の一体化」に向けた措置

+

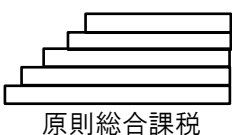
5年間の
時限措置

●配当課税等の軽減・簡素化

譲渡益

20%申告分離課税

配当



株式投信
分配金

20%源泉分離課税

20%
定率課税

10%の軽減税率を適用

預貯金利子等は20%源泉分離課税

その後の対応(20年度税制改正以降)

- 平成21年～ 申告分離課税選択可
平成26年～ 税率20%※申告分離課税
選択可
(平成25年末までは10%の軽減税率を継続)
- 平成28年～ 税率20%※申告分離課税
※復興特別所得税を除く

現状:20%分離課税はほぼ達成

Ⅱ 損益通算の範囲の拡大

・「貯蓄から投資へ」という政策的要請に呼応して、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当

・ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや収税への影響などに留意

①株式譲渡損益と公社債譲渡損益

(ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。)

②上場株式の配当と譲渡損失

(ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。)

③株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、収税への影響が大きくなることにも留意が必要。

「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

平成28年～ 損益通算可
(上場株式や特定公社債に限る)

平成21年～ 損益通算可

平成28年～ 公社債の利子は損益通算可
(預貯金の利子は源泉分離課税のままで、損益通算は不可)

現状：
損益通算の範囲はこれまで順次拡大
デリバティブ取引、預貯金の利子は未だ認められていない

納税環境の整備

・損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。

平成28年～ マイナンバー制度開始
(平成28年から支払調書へのマイナンバー記載も必要(ただし、3年間の経過措置あり))

● 損益通算の範囲をデリバティブ取引等に拡大

【要望】

- デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること
- ※カバードワラント、外国市場デリバティブ取引、私募株式投信等の配当等も損益通算の範囲に含めること

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離⇒申告分離	28年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

【趣旨】
損益通算の範囲
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

特定口座での取扱い

	特定口座での取扱い
上場株式・公募株式投信	可能
特定公社債・公募公社債投信	可能
デリバティブ取引等	対象外

【趣旨】
特定口座での取扱いを
可能に

【平成29年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融・商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

●種類株の活用の支援

【要望】

○未上場株式(その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。)について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

<p>公募未上場株式の例 AA型種類株式 【日本・トヨタ自動車】</p>	<p>株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行 そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない 5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる</p>
----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【趣旨】公募未上場株式についても、家計の長期保有を促すようなものについては上場株式等と同様、金融所得課税の一体化の対象にしていきたい

●上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

○上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】平成25年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(平成28年まで)の繰越が可能

【問題点】上図のように、500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目に300万円の利益が生じた場合には損失の控除ができない

【趣旨】上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)について、10年以上に延長していきたい

●金融所得に対する課税のあり方の検討について

【平成28年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

○金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する。

【平成29年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

○金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う。

【要望】

○金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

金融所得

預貯金の利子、公社債の利子・譲渡益・償還益、株式の配当・譲渡益、投資信託の分配金・譲渡益・解約償還益、デリバティブ取引等の利益

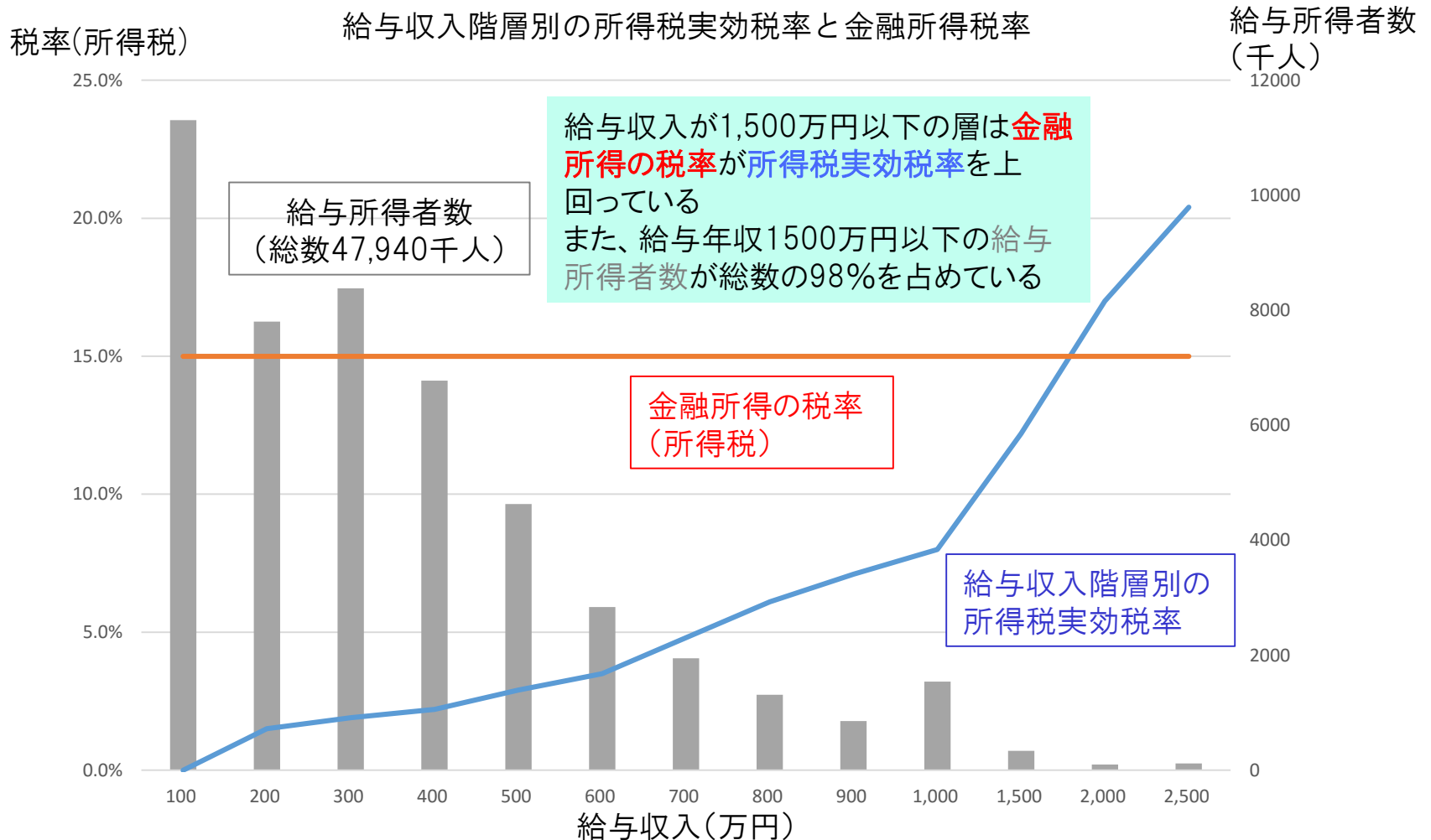
金融所得の税率の引上げは、格差是正のための政策としては国民の納得感が得られないのではないか

- 現在でも、給与収入1500万円以下の層(給与所得者の98%を占める)は、金融所得の税率が給与所得の実効税率を上回る
⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないか
- 金融資産保有額が多い層は、収入を年金に依存している高齢者が中心
⇒税率引上げにより、特に年金に依存している高齢者に与えるダメージが大きいのではないか

配当に支えられている家計の金融所得が損なわれ、成長と分配の好循環に水をさし、デフレ脱却にも障害となるのではないか

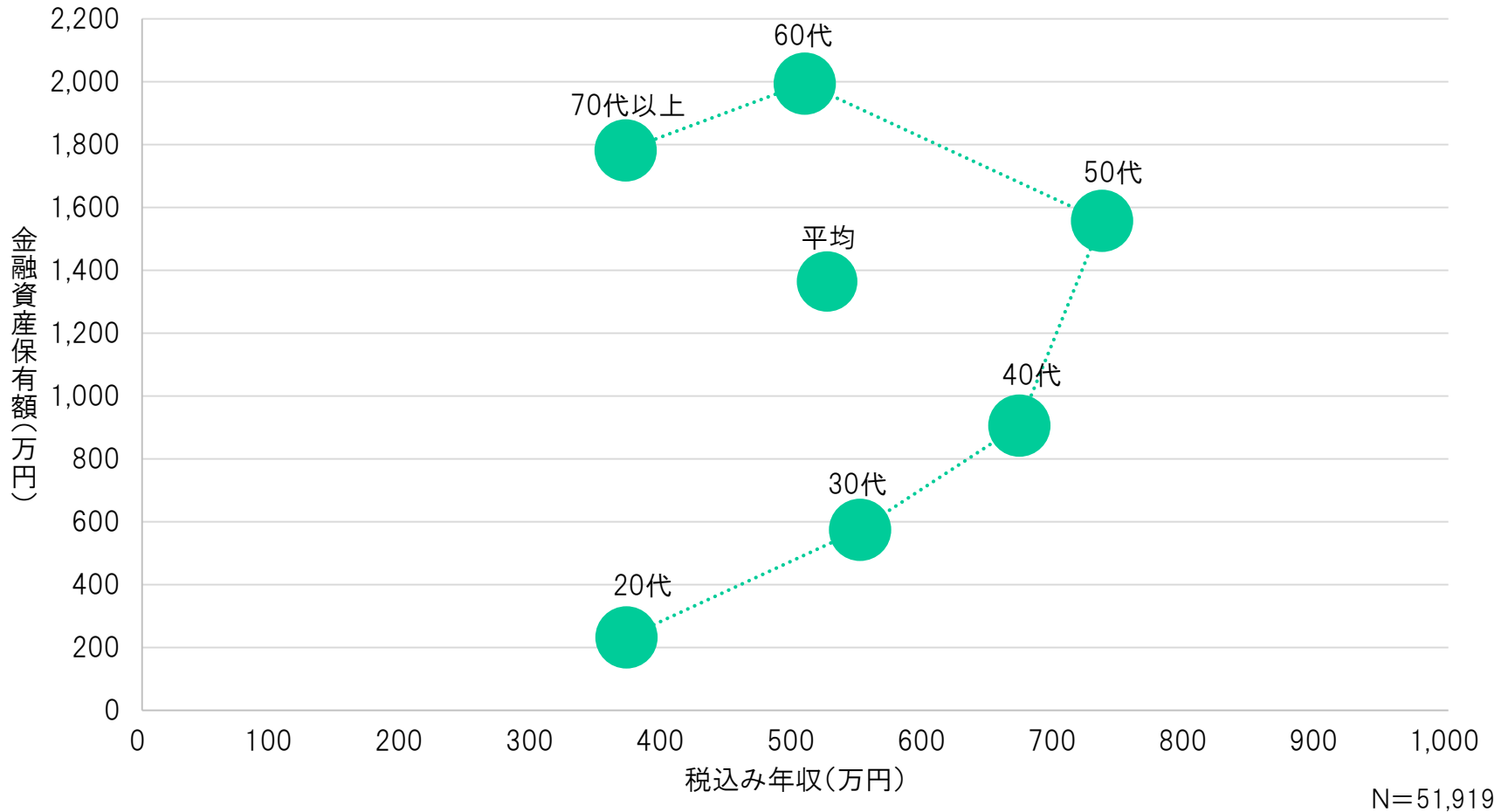
- 長引くデフレ下で家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。その中で金融所得(利子、配当等)は主として金利の低下により減少(なお、足元では配当が利子を上回り、金融所得の柱)

(参考) 給与所得の実効税率と金融所得の税率



(出所) 給与所得者数は「27年分 民間給与実態統計調査」より作成。所得税実効税率は日証協試算。

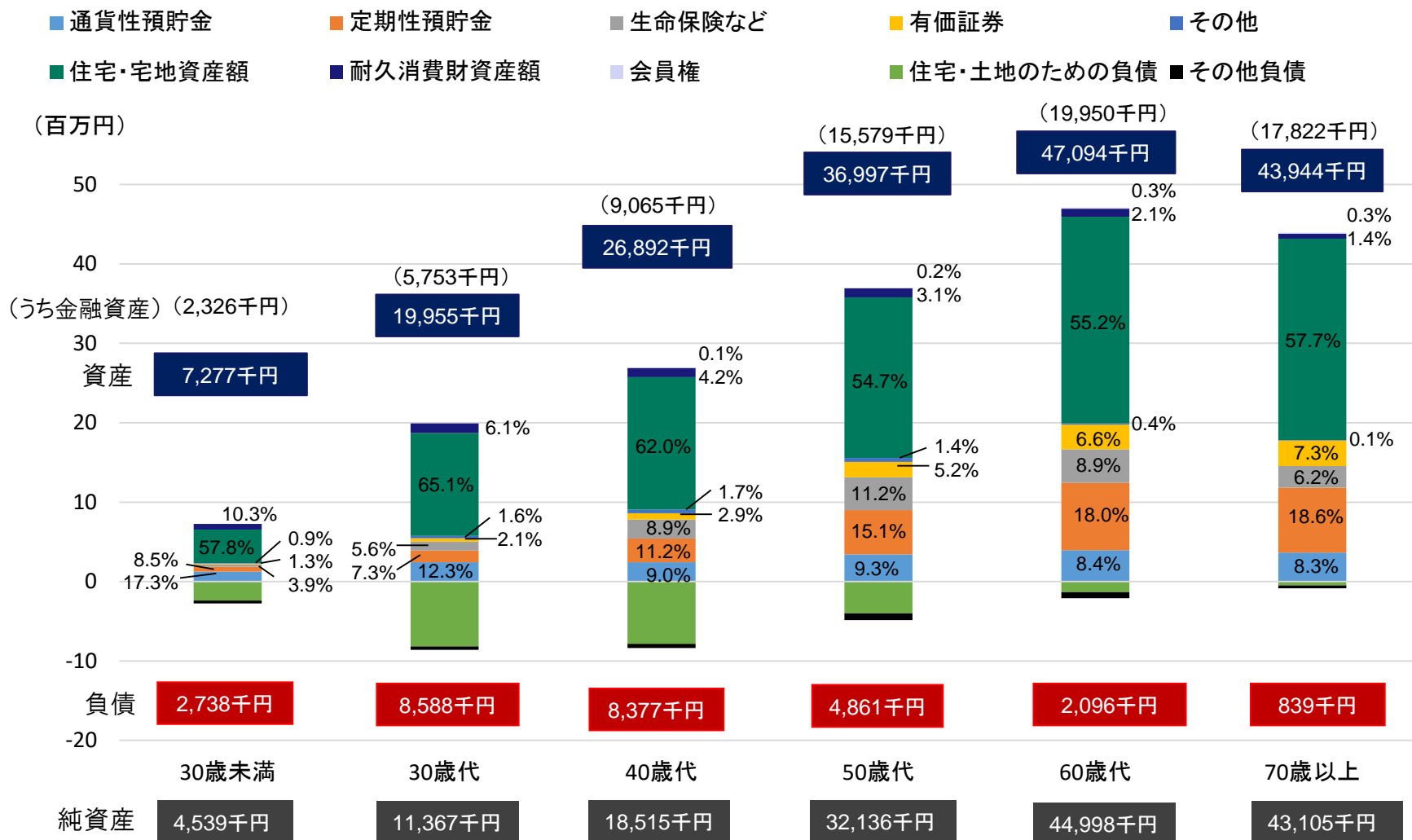
(参考)一般世帯の年収と金融資産保有額【年代別平均】



- (注) 1. 金融資産保有額は、預貯金、信託、保険、株式、投資信託、公社債、その他(社内預金等)の合計で1世帯当たりの金額。
2. 保険からは掛け捨て商品を除く。
3. 1世帯当たりの金額の算出には、金融資産を保有していない世帯を母数に含む。

(出所) 総務省「2014年全国消費実態調査【総世帯】」第69表 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり資産額」より作成

(参考)年齢階層別の家計の資産・負債残高

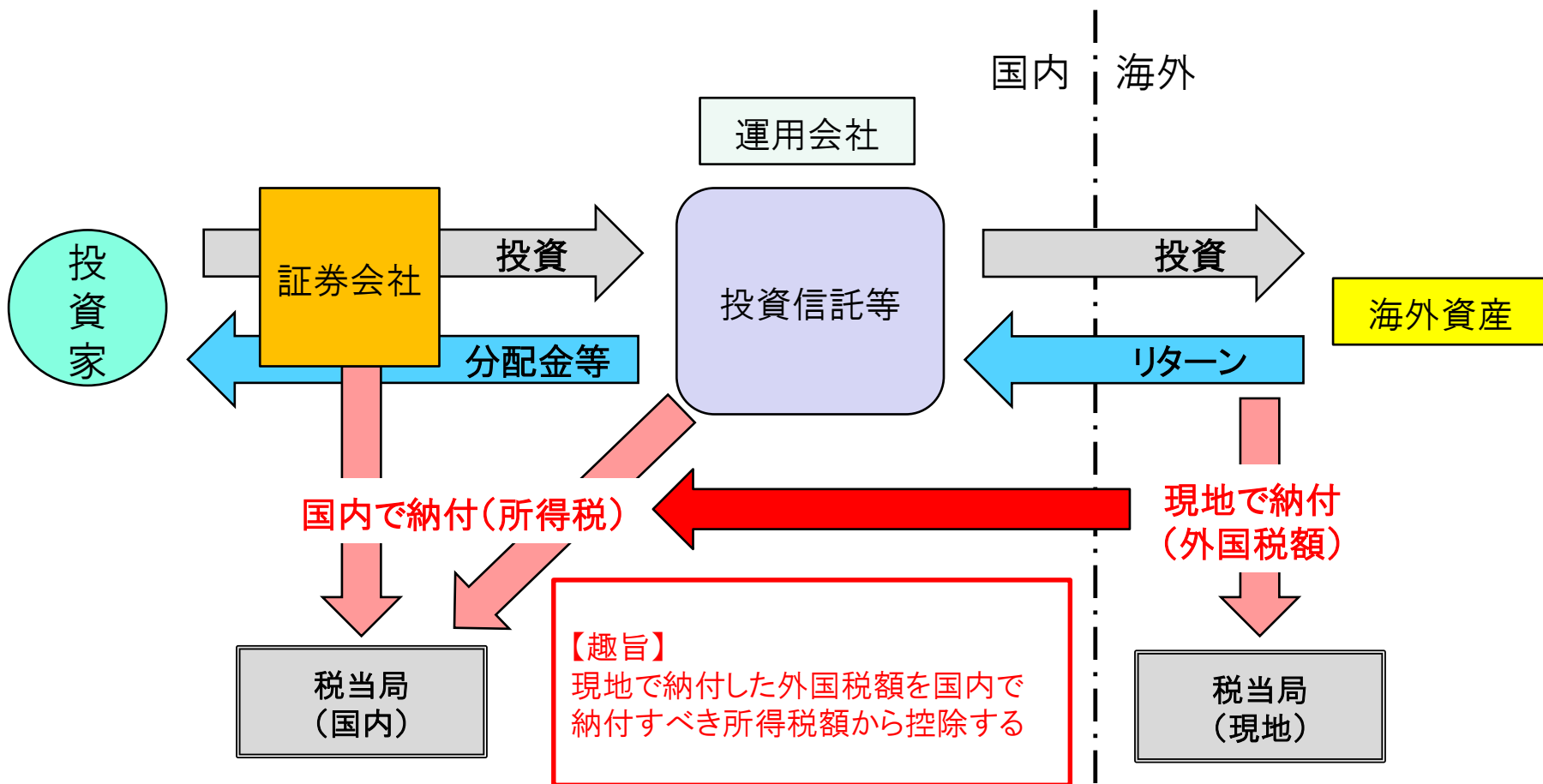


(出所)総務省「2014年全国消費実態調査【総世帯】」第69表 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり資産額」より作成

●投資信託・投資法人制度等の拡充

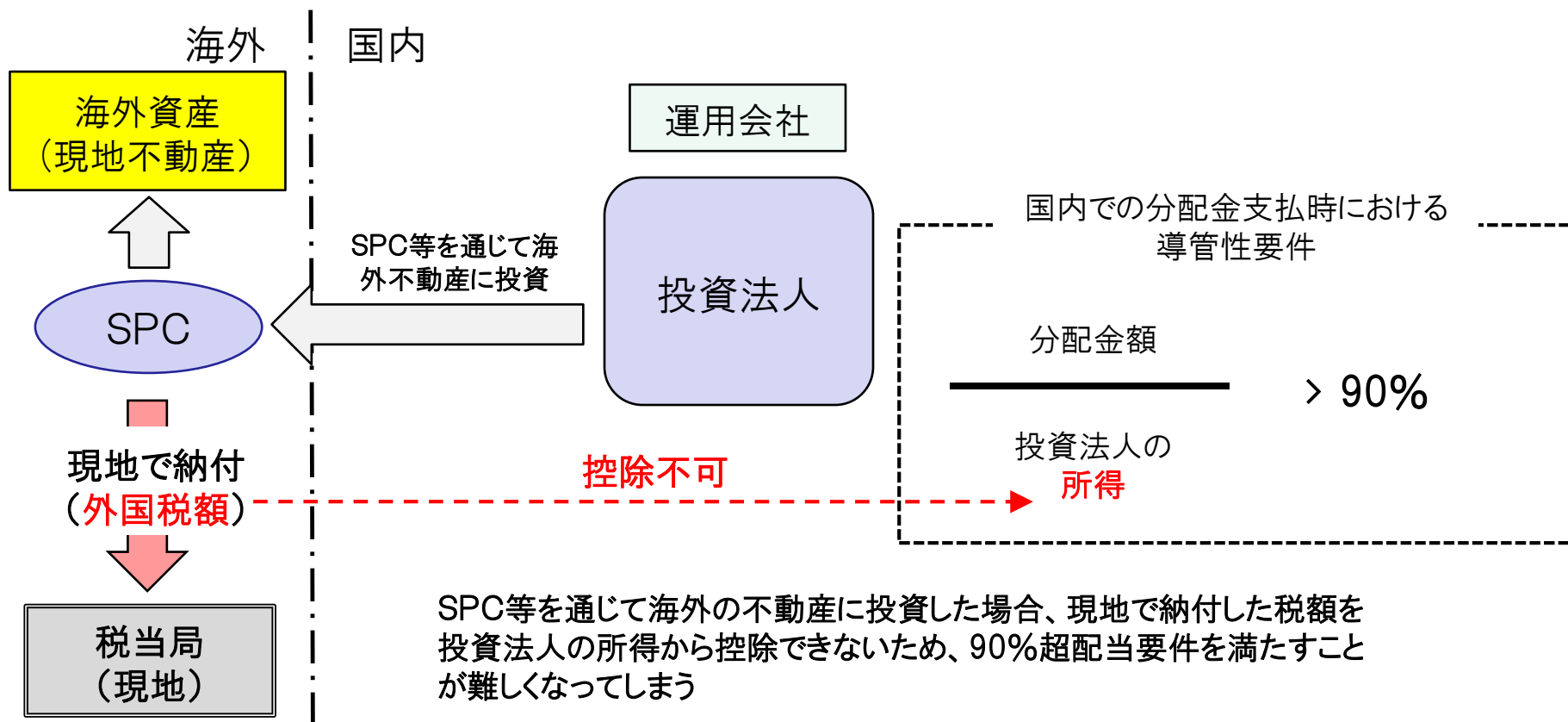
【要望】

①投資信託等(公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT等)に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすること



【要望】

②投資法人が海外不動産へ投資した場合に現地で源泉徴収された税額について、国内における投資法人の利益分配に係る90%超配当要件の対象所得から除外すること



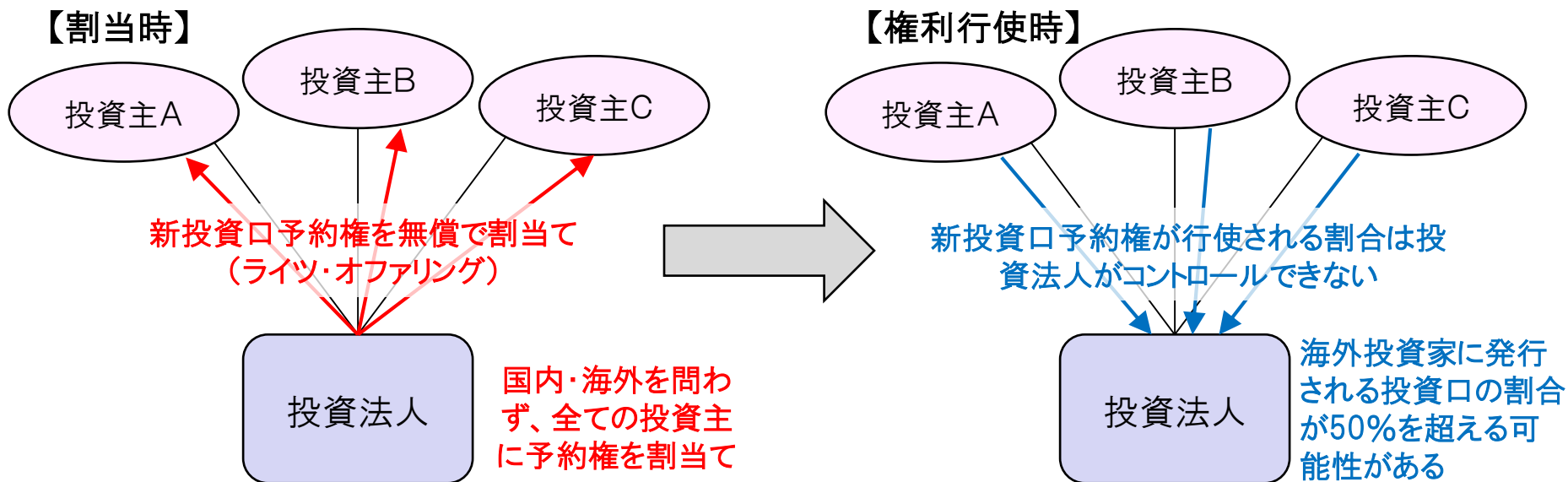
【趣旨】

投資法人が海外不動産へ投資した場合に現地で源泉徴収された税額について、国内における投資法人の利益分配に係る90%超配当要件の対象所得から除外すべき

【要望】

③投資法人に係る国内50%超公募要件について、新投資口予約権無償割当(ライツ・オフリング)により海外投資家に割り当てられた新投資口予約権の行使により取得される投資口には適用されないことを明確化すること

投資法人が発行した投資口の募集は、主として国内で行われたもの(50%超)であることが必要



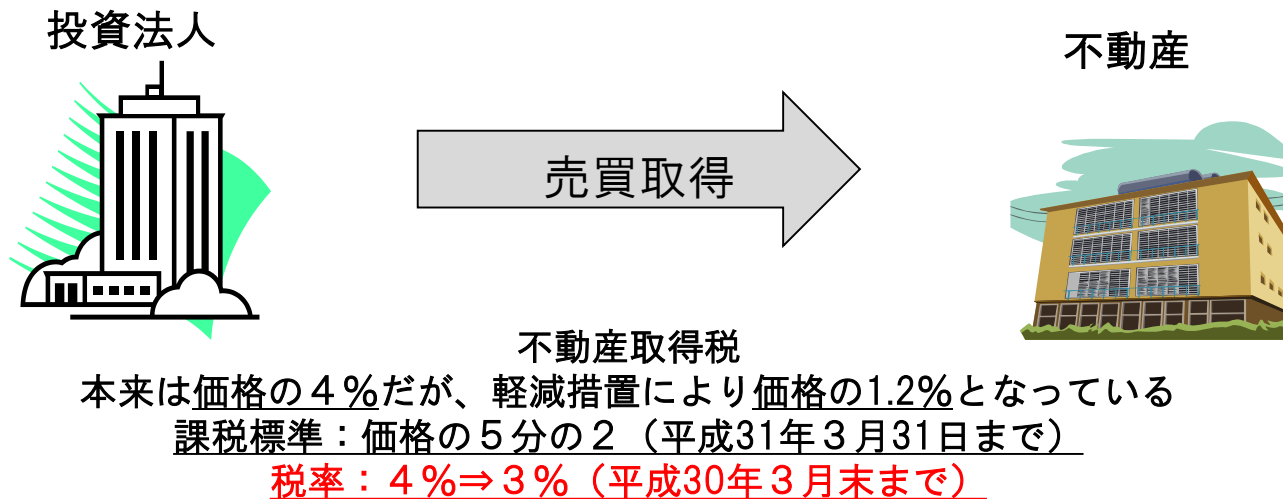
他方で、投資法人が新投資口予約権無償割当を実施した場合、権利行使はそれぞれの投資主の判断により行われるため、投資主に海外投資家が多い投資法人においては、海外投資家から多くの権利行使が行われた場合、国内50%超公募要件に抵触するおそれがある

【趣旨】

ライツ・オフリングにより割り当てられた新投資口予約権の権利行使により取得される投資口には、国内50%超公募要件を適用しないことを明確化すべき。

【要望】

④不動産取得税の税率に係る軽減措置を延長すること



【趣旨】

不動産取得税の税率に係る軽減措置（4%⇒3%）について、平成30年3月31日をもって期限が到来するため延長を要望

（参考）投資信託の状況（2017年7月末現在）

	純資産総額	ファンド本数
公募株式投信	88兆6,018億円	5,988
公募公社債投信	13兆4,359億円	120
不動産投資法人（REIT）	8兆6,191億円	58

投資信託の販売会社：証券会社、金融機関、投信会社（直販）

Ⅳ マイナンバー利用者の負担軽減・告知の促進のための税制措置

● マイナンバー利用者の負担軽減・告知の促進

➤ 平成28年1月からマイナンバー制度が導入

⇒証券取引を行う顧客は、証券会社等へのマイナンバーの告知が義務

	マイナンバーの告知義務
新規顧客 (平成28年1月以降に口座開設等)	<ul style="list-style-type: none">● 一般口座の新規口座開設時には、氏名・住所・マイナンバーの告知が必須● NISA口座や特定口座の新規開設時には、氏名・住所・生年月日・マイナンバーの告知が必須
既存顧客 (平成27年12月未までに口座開設等)	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーの告知が猶予(平成28年1月1日以後3年間の経過措置)● 平成31年1月1日以降に最初に売却代金や配当金等の支払を受ける時まで、マイナンバーの告知が必要
NISA口座開設者	<ul style="list-style-type: none">● 平成29年9月30日までにマイナンバーの告知を行った場合には、平成30年からの勘定設定期間において、特段の手続きを行うことなく、NISA口座の利用が可能● 平成29年9月30日までにマイナンバーの告知を行っていない場合には、平成30年からの勘定設定期間にNISA口座を利用するためには、マイナンバーの告知に加えて、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要

【参考】他の金融取引のマイナンバー告知義務の状況

	マイナンバーの告知義務
保険会社の保険契約者・保険金等受取人	<ul style="list-style-type: none">● 平成28年1月以降に保険金・年金等を受け取る際にマイナンバーの告知が必要
銀行等の預金者	<ul style="list-style-type: none">● 預金口座については現在はマイナンバーの告知義務はない● 平成30年1月、預金口座について、マイナンバー告知制度の開始(預金者の告知は任意)

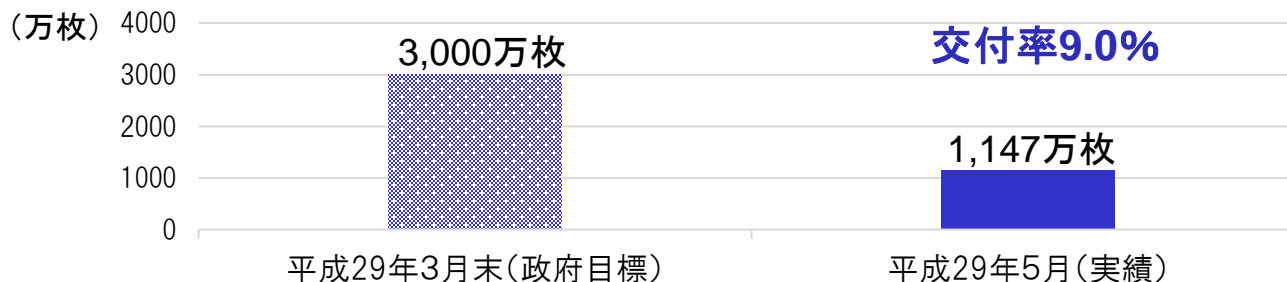
マイナンバー制度の国民の浸透状況

国民のマイナンバー制度に対する懸念

アンケート上位3回答	平成27年7月 内閣官房世論調査	平成28年3月 本協会調査
国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること	14.4%	27.4%
マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること	38.0%	26.7%
個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること	34.5%	20.0%

(注)平成27年7月内閣官房世論調査は、対面調査による全国20歳以上の男女1773人の回答
平成28年3月本協会調査は、インターネット調査による全国の20代～60代の男女5000人の回答

マイナンバーカード交付枚数の伸び悩み



(注)政府目標は、平成28年5月「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(Ver.2)」(自民党マイナンバー利活用推進小委員会)より

マイナポータル導入の遅れ

マイナポータルの導入予定	平成28年	平成29年	平成30年
当初予定 平成27年3月「マイナンバー制度導入のロードマップ(案)」(内閣官房)より		1月 運用開始	
現在の予定 平成29年3月「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」(総務省・内閣官房)より		7月 試行運用開始 秋頃 本格運用開始	

証券会社の取組みと本協会の取組み

1. 証券各社の取組み

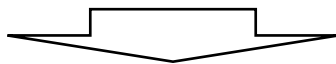
様々な手段によるマイナンバー告知の依頼	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年に1回以上、マイナンバー告知を求める案内の顧客への郵送等のほか、対面、電話、電子メール、ログイン画面への表示等によりマイナンバー告知の依頼
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 日本証券業協会の取組み

大規模な広報活動 (3年間で2億5800万円)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新聞広告、ウェブやソーシャルメディアを活用した広告、ポスター・リーフレットの配付等により、上記懸念を払拭するためマイナンバー告知について大規模な広報活動を実施 ■ 特に本年9月まで、NISA口座のマイナンバー告知に注力して広報活動を実施 												
取得状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全証券会社を対象にマイナンバー取得状況調査を実施(平成28年12月末) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">口座数</th> <th style="width: 25%;">うちマイナンバー 取得済み口座数</th> <th style="width: 35%;">取得割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全顧客</td> <td>3,250万口座</td> <td>496万口座</td> <td>15.3%</td> </tr> <tr> <td>既存顧客</td> <td>2,990万口座</td> <td>353万口座</td> <td>11.8%</td> </tr> </tbody> </table>		口座数	うちマイナンバー 取得済み口座数	取得割合	全顧客	3,250万口座	496万口座	15.3%	既存顧客	2,990万口座	353万口座	11.8%
	口座数	うちマイナンバー 取得済み口座数	取得割合										
全顧客	3,250万口座	496万口座	15.3%										
既存顧客	2,990万口座	353万口座	11.8%										
取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記マイナンバー取得状況調査の結果を全証券会社へフィードバック ■ 顧客に対するマイナンバー提供の依頼方法等について調査を実施し、全証券会社にフィードバック 												

※ 証券会社への調査では、「マイナンバーが国民に浸透しておらず、自身のマイナンバーが分からないため口座開設手続きを中止する方も多い。」、「銀行預金に告知義務がないなか、証券取引についてのマイナンバー告知に対する認識が低い」との意見

- 証券界では、顧客からのマイナンバー取得の取組みを積極的に実施しているが、制度の理解不足等により既存顧客の告知が順調に進んでいるとは言えない状況
- このような状況では、3年間の経過措置が終了する平成31年以降、マイナンバーの告知義務が完全に履行されない状況が続く恐れがある



顧客の証券会社へのマイナンバー告知の促進のため

- 制度の理解不足を解消するべく更なる周知活動が必要
- マイナンバー利用者の負担軽減措置や告知を促進するインセンティブが必要ではないか

【要望】

①マイナンバー利用者の負担軽減

- マイナンバー既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係るマイナンバーの告知等を不要とすること
- 一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAに係る口座廃止又は他の営業所への口座移管(事業譲渡等を含む。)が行われた場合に金融商品取引業者等が所轄税務署長に提供すべき事項について、マイナンバーの記載を必須としないこと
- マイナンバー告知の際の本人確認手続の簡素化を図ること

②マイナンバー告知の促進

- マイナンバーの告知を促進するためのインセンティブとして、何等かの税制措置を講じること

<参考> 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織に係る申告による所得税額の特別控除【平成19年度改正】

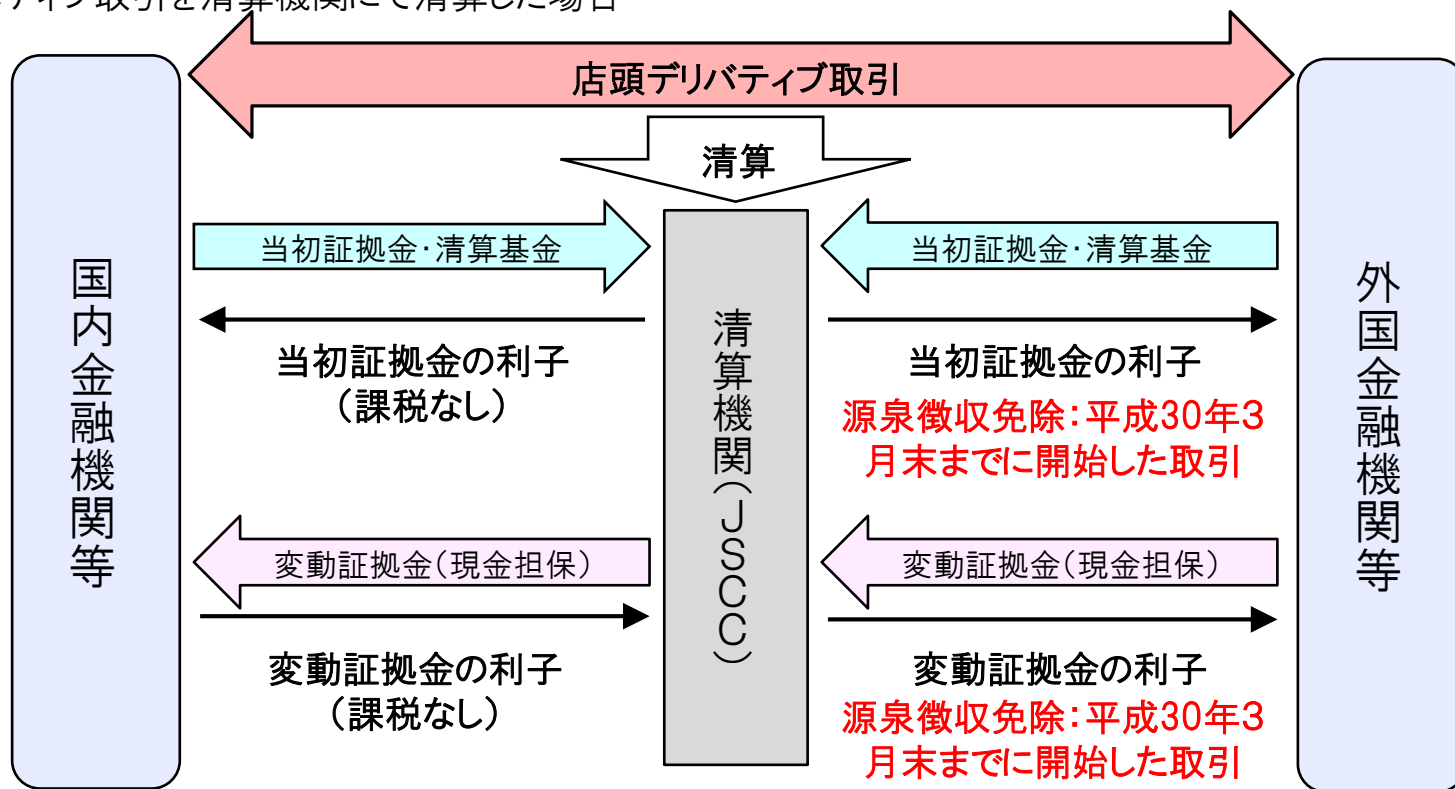
・国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して所得税の確定申告書の提出を行う場合において、その確定申告書に記載すべき事項に関する情報(その個人の電子署名が行われているものに限る)とその電子署名に係る電子証明書とを併せて送信したときは、その個人のその年分の所得税の額から5,000円(その年分の所得税の額を限度)を控除する

V 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

●「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- 【要望】
○外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、適用期限を撤廃又は延長すること

店頭デリバティブ取引を清算機関にて清算した場合



【趣旨】適用期限(平成30年3月末まで)を撤廃又は延長すべき

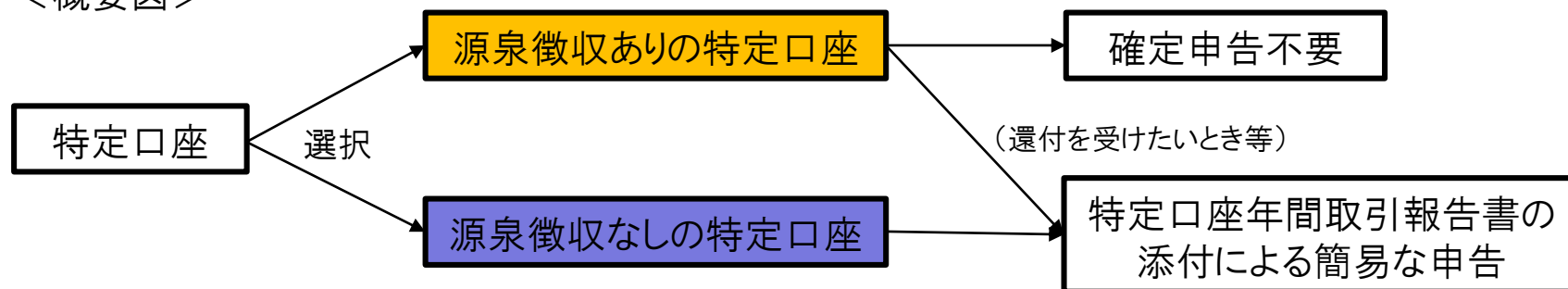
(参考)特定口座制度について

<特定口座制度とは>

- 平成15年1月より投資家の利便性向上のために導入された制度
- 特定口座を利用すると、証券会社等が口座内の株式等の譲渡損益を計算するので、確定申告が簡易に行える
- 投資家は源泉徴収ありの特定口座を選択することで、確定申告を不要とすることができる
- 源泉徴収ありの特定口座を選択していて、還付を受けたい場合や源泉徴収なしの特定口座を選択した場合は、確定申告をすることになるが、証券会社から交付される特定口座年間取引報告書を添付することで、所得計算等の申告にかかる手間を省くことができる

⇒ 税務当局の申告事務対応の負担が軽減され、徴税コストの削減にも繋がっている

<概要図>



<証券会社における特定口座制度の利用状況>

平成29年6月30日現在

特定口座取扱証券会社数	特定口座数合計	源泉徴収選択口座数
156社	2,184万1,014口座	2,006万5,349口座

(参考)源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収税額) 5,779億円(平成27年分)

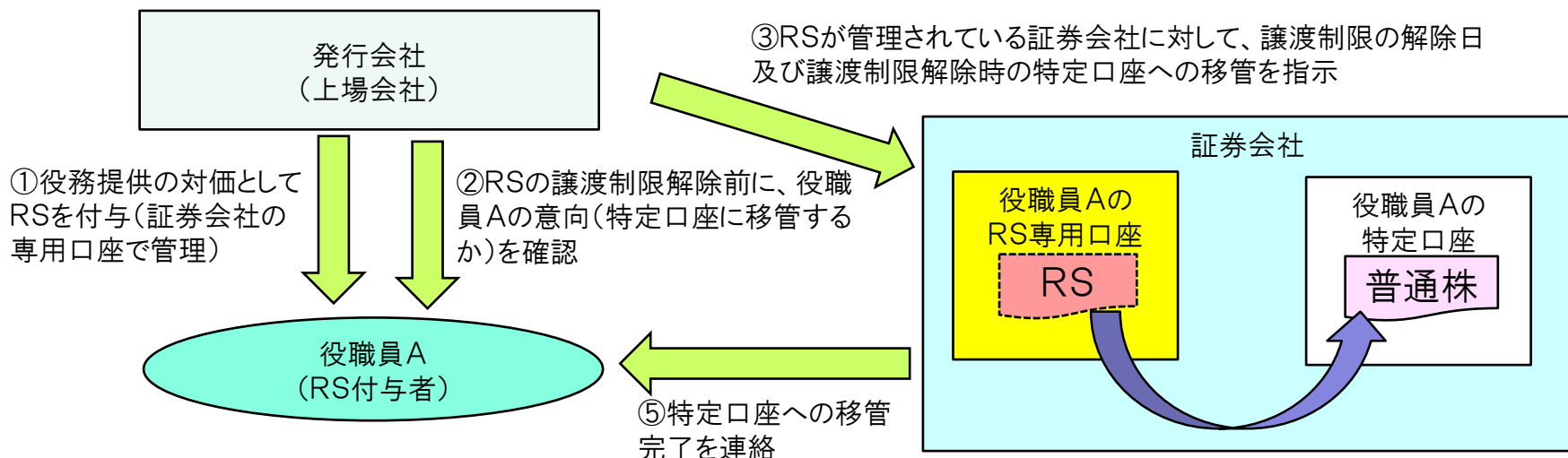
●特定口座制度等の利便性向上

【要望】

①特定譲渡制限付株式(いわゆるリストリクテッド・ストック)について譲渡制限解除時に特定口座への受入れを可能とすること

【趣旨】譲渡制限解除時に特定口座への受入れを可能とすること

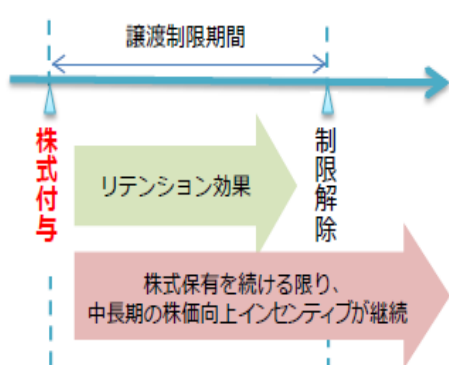
※RS・・・特定譲渡制限付株式



④譲渡制限解除時に役職員Aの特定口座へ移管
 取得日:RSの付与日
 取得価額:譲渡制限解除日の終値

【参考】リストリクテッド・ストックとは

- ◆一定期間の譲渡制限が付された現物株式を報酬として付与するもの。
- ◆当該期間中は株式の譲渡が制限されるため、役員のリテンション効果があり、また、株主目線の経営を促す効果を有する。
- ◆欧米では、譲渡制限期間中に一定の勤務条件等を付し、条件が満たされない場合に株式が没収される等の設計とすることが一般的。

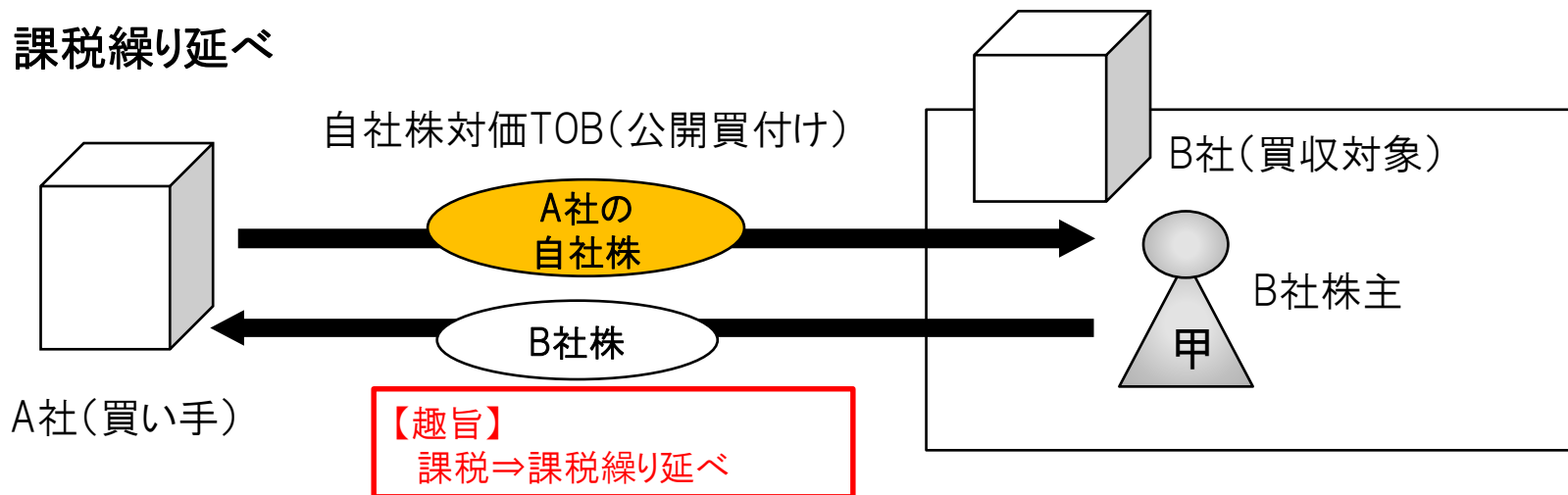


平成29年5月30日までに
 上場会社113社が導入

【要望】

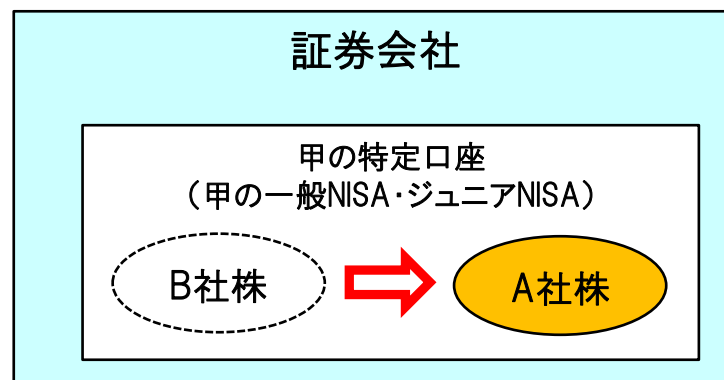
② 自社株式等に対価とする公開買付けにおいて、株主への課税を繰り延べるとともに、当該自社株式等について特定口座やNISA口座（一般NISA・ジュニアNISA）への受入れを可能とすること

1. 課税繰り延べ



2. 特定口座・NISA口座への受入れ

【趣旨】
特定口座・NISA口座（一般NISA、ジュニアNISA）への受入れを可能とすること

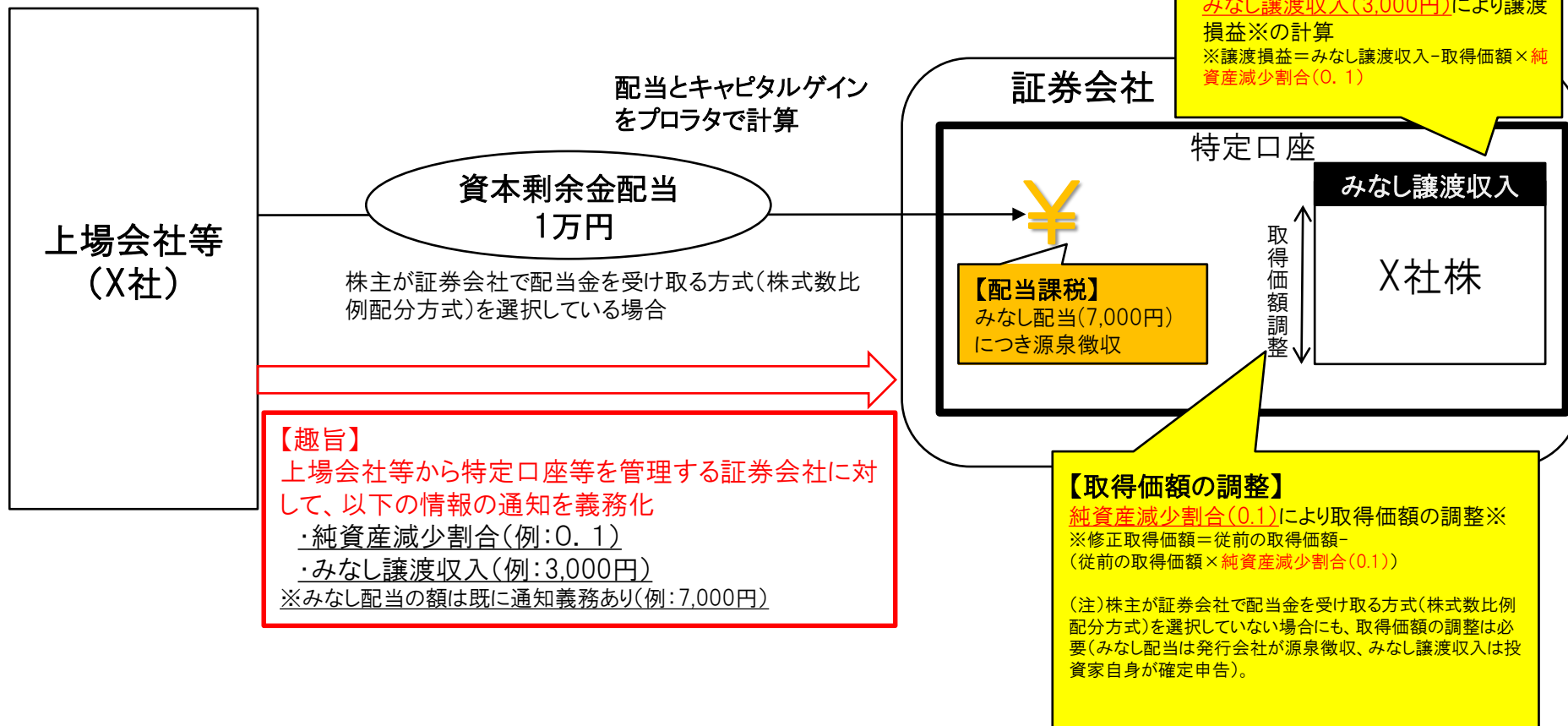


VI その他の税制措置

● 上場会社等が資本剰余金配当等を行う際の証券会社への通知義務

【要望】

○上場会社等が資本剰余金配当や会社分割等を行う場合には、源泉徴収義務等を履行するために必要となる情報について、特定口座等を管理する証券会社に対して適時適切に通知することを義務付けること



【趣旨】資本剰余金配当の場合の純資産減少割合のほか、会社分割等の場合の純資産移転割合等についても、税法において口座管理機関(証券会社)への通知を義務化していただきたい

● 上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式の指定

【要望】

○ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

【平成29年税制改正大綱(28年12月・自民党・公明党)】

上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する。

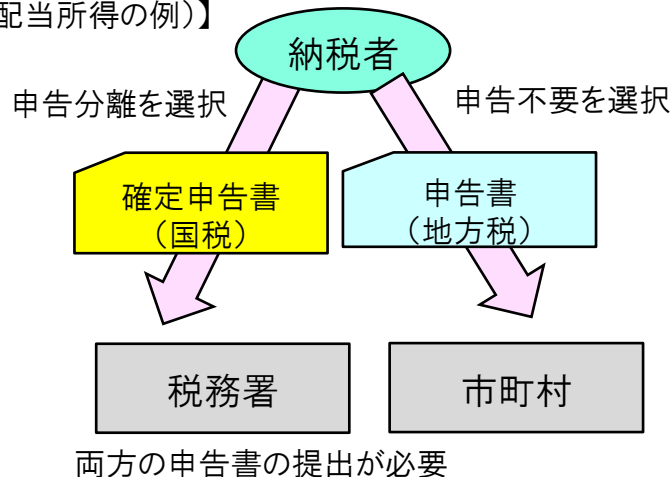
○ 所得税と住民税で異なる課税方式を採用可(以下は主な例)

	所得税	住民税
配当所得	総合課税	申告不要
	申告分離課税	申告不要
譲渡所得	申告分離課税	申告不要

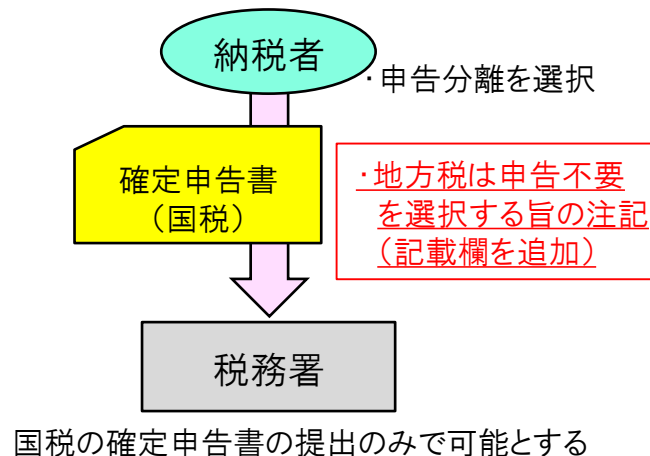
【趣旨】

納税者の利便性向上の観点から、国税における確定申告書のみの提出で地方税は異なる課税方式の選択を可能とすること

【現行(配当所得の例)】



【要望】



(参考) 証券会社等の倫理コード

証券会社は、役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、各社が「倫理コード」を定め、その遵守を宣言しています。

1. 社会規範及び法令等の遵守

2. 利益相反の適切な管理

3. 守秘義務の遵守と情報の管理

4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

5. 顧客利益を重視した行動

6. 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

7. 顧客に対する助言行為

8. 資本市場における行為

9. 社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

(参考) 投資信託の信託のための行動憲章

本行動憲章は、投資信託が幅広い国民各層から信託を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるよう、投資信託協会に加盟する投資信託運用会社の姿勢を明確にするものです。

I. 誠実・公正

II. 専門的能力と注意義務

III. 情報開示

IV. 独立性

V. 利益相反の適切な管理

VI. 効率性

VII. 投資先企業との関係

VIII. リスク管理

IX. 法令諸規則等の遵守

X. ガバナンス

証券業界のSDGsに関する取組み

○日本証券業協会は、社会的課題への取組みとして、国連、政府が推進している「持続可能な開発目標(SDGs)」に対し積極的な取組みを開始します(2017年7月から)。

- ・ 持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年、国連が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれ、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットです。
- ・ 各国はこの新たな目標に基づき、今後15年間、「誰も置き去りにしない」ことを確保しながら、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組みを進めることとされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



○日本証券業協会では、①貧困、飢餓をなくし地球環境を守る、②働きがいのある働き方そして女性活躍推進、③社会的弱者への教育支援について、重点的に取り組んでまいります。



世界投資者週間 (WIW)

日本証券業協会はIOSCOの
世界投資者週間(WIW)に協力しています。

— 資産形成には長期・積立・分散投資 —

開催期間：2017年10月2日～8日

とう し
毎年10月4日は「証券投資の日」



ゆるキャラ「とうしくん」